

松戸市新型インフルエンザ等
対策行動計画（案）

平成26年

松戸市

目次

| | | |
|-----|------------------------------|----|
| 第1章 | はじめに | 1 |
| 1 | 新型インフルエンザ等の発生と危機管理 | 1 |
| 2 | 新型インフルエンザ対策の経緯 | 2 |
| 3 | 松戸市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定と位置づけ | 3 |
| 第2章 | 松戸市新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 | 4 |
| 1 | 新型インフルエンザ等対策の目的 | 4 |
| 2 | 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方 | 5 |
| 3 | 新型インフルエンザ等対策の実施上の留意点 | 6 |
| 4 | 新型インフルエンザ等発生被害の被害想定 | 7 |
| 5 | 対策推進のための役割分担 | 9 |
| 6 | 行動計画の主要7項目 | 12 |
| (1) | 実施体制 | 12 |
| (2) | サーベイランス・情報収集 | 16 |
| (3) | 情報提供・共有 | 16 |
| (4) | 予防・まん延防止 | 17 |
| (5) | 予防接種 | 18 |
| (6) | 医療 | 22 |
| (7) | 市民生活及び市民経済の安定の確保 | 24 |
| 7 | 発生段階 | 26 |
| 第3章 | 各発生段階における対策 | 28 |
| 1 | 未発生期 | 31 |
| (1) | 実施体制 | 31 |
| (2) | サーベイランス・情報収集 | 32 |
| (3) | 情報提供・共有 | 32 |
| (4) | 予防・まん延防止 | 33 |
| (5) | 予防接種 | 33 |
| (6) | 医療 | 34 |
| (7) | 市民生活及び市民経済の安定の確保 | 34 |
| 2 | 海外発生期 | 35 |
| (1) | 実施体制 | 35 |
| (2) | サーベイランス・情報収集 | 36 |
| (3) | 情報提供・共有 | 36 |
| (4) | 予防・まん延防止 | 37 |
| (5) | 予防接種 | 37 |
| (6) | 医療 | 37 |

| | |
|---------------------------------|----|
| (7) 市民生活及び市民経済の安定の確保 | 38 |
| 3 国内発生早期（県内未感染期～県肺発生早期） | 39 |
| (1) 実施体制 | 39 |
| (2) サーベイランス・情報収集 | 40 |
| (3) 情報提供・共有 | 40 |
| (4) 予防・まん延防止 | 41 |
| (5) 予防接種 | 42 |
| (6) 医療 | 42 |
| (7) 市民生活及び市民経済の安定の確保 | 43 |
| 4 国内感染期（県内感染期） | 45 |
| (1) 実施体制 | 45 |
| (2) サーベイランス・情報収集 | 46 |
| (3) 情報提供・共有 | 47 |
| (4) 予防・まん延防止 | 48 |
| (5) 予防接種 | 49 |
| (6) 医療 | 50 |
| (7) 市民生活及び市民経済の安定の確保 | 51 |
| 5 小康期 | 53 |
| (1) 実施体制 | 53 |
| (2) サーベイランス・情報収集 | 54 |
| (3) 情報提供・共有 | 54 |
| (4) 予防・まん延防止 | 55 |
| (5) 予防接種 | 55 |
| (6) 医療 | 55 |
| (7) 市民生活及び市民経済の安定の確保 | 55 |
| 6 新型インフルエンザ等対策本部における各部署の主な事務分掌 | 56 |
| 7 松戸市新型インフルエンザ等対策本部条例 | 61 |
| | |
| (参考1) 個人での備蓄物品の例 | 63 |
| (参考2) 市内外で鳥インフルエンザが人で発生した場合等の対策 | 64 |
| (参考3) 用語解説 | 65 |

※ 本文中の*印がついている用語については、65ページからの「用語解説」に説明があります

第1章 はじめに

1 新型インフルエンザ等の発生と危機管理

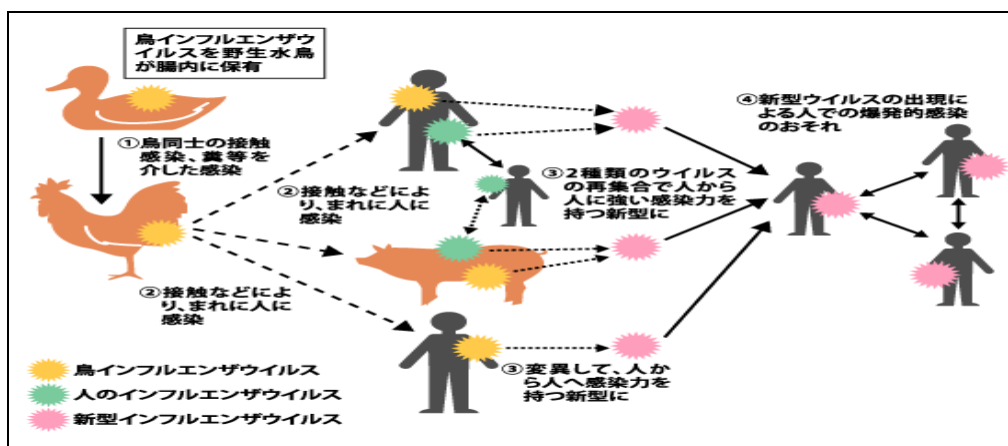
新型インフルエンザ*は、毎年、流行を繰り返している季節性インフルエンザのウイルスとその抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が、免疫をもっていないため、世界的な大流行（以下「パンデミック*」という。）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的な影響をもたらすことが懸念されています。

さらに、感染力の強さから新型インフルエンザと同様に多大な影響を及ぼす未知の感染症が発生する可能性もあり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応することとしています。

近年、東南アジアなどを中心に鳥の間で高い病原性*を示す鳥インフルエンザ*（A/H5N1）ウイルスが流行しており、このインフルエンザウイルス*が人に感染し死亡する例も報告されておりましたが、平成21年（2009年）4月には、新型インフルエンザ（A/H1N1）*がメキシコで確認され、世界的に大流行しました。このとき発生したインフルエンザの病原性は、これまでの季節性インフルエンザと同程度でありましたが、わが国においても、一時的、地域的に、医療現場の混乱や物資のひっ迫などが起こりました。

最近では、平成25年（2013年）3月に、これまで報告されたことがなかった鳥インフルエンザ（A/H7N9）ウイルスの人への感染が中国において確認され、死亡者も出ています。このようなことから、従来から注目されてきたA/H5N1型に加え、A/H7N9型の鳥インフルエンザウイルスからも新型インフルエンザが発生するのではないかと懸念されています。新たなインフルエンザが発生し、まん延した場合であっても対応できる十分な危機管理体制が必要です。

<鳥インフルエンザと新型インフルエンザ発生の関係>



《鳥インフルエンザと新型インフルエンザの関係》

鳥インフルエンザは、カモやアヒルなどの野生水鳥が保有している鳥インフルエンザウイルス*が、鶏や七面鳥などの家きん*類に感染して起こります。ニワトリなどでは時に強毒性を示して大量に死亡することがあります。

ウイルスは変異しますので、鳥に感染するものが他の動物にも感染するようになり、鳥インフルエンザウイルスによって死んだ鳥や病鳥と濃厚接触を行った場合などでは、まれに人に感染することがあります。

鳥から人への感染が繰り返されることで、ウイルスが人の体内で増えることができるように変異したり、人と鳥のインフルエンザウイルスが豚の中で合体することで、人から人へ容易に感染できるようになる可能性もあります。このような経緯で、今まで人には感染したことがなかった新しい型のインフルエンザが人の間で感染するようになったものを新型インフルエンザといいます。

2 新型インフルエンザ等対策の経緯

わが国における新型インフルエンザ等対策の経緯は以下の通りです。

■「新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「国の行動計画」という。）を策定

平成 17 年（2005 年）に「WHO（世界保健機関）世界インフルエンザ事前対策計画」（WHO Global Influenza Preparedness Plan）に準じて、国の行動計画を策定しました。

■平成 21 年（2009 年）に国の行動計画を改定

平成 20 年（2008 年）の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 30 号。）」で新型インフルエンザ*対策の強化が図られたことを受け、国の行動計画を改定しました。

■平成 23 年（2011 年）9 月に行動計画を改定

平成 21 年（2009 年）に新型インフルエンザ（A/H1N1）*がメキシコで確認され、世界的大流行をしました。この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性*が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓、反省等が得られました。この知見や教訓、反省を踏まえ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、行動計画を改定しました。

■平成 25 年（2013 年）4 月に新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行

病原性が高くかつまん延する可能性の高い新型インフルエンザや、同様の危険性のある新感染症*が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために、平成 24 年（2012 年）5 月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が、制定され、翌年 4 月に施行されました。

■平成 25 年（2013 年）6 月に特措法に基づく政府行動計画の策定

特措法第 6 条に基づき、平成 25 年（2013 年）6 月に「新型インフルエンザ等

対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成しました。
政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性*の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示したものです。

3 松戸市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定と位置づけ

松戸市においては、平成20年（2008年）11月「松戸市新型インフルエンザ対応方針」、平成21年（2009年）3月に「松戸市新型インフルエンザ業務対応マニュアル」を策定しました。また、平成22年（2010年）3月に「松戸市新型インフルエンザ対応方針」の改定を行いました。

特措法の成立により、市町村行動計画が法律に義務づけられたことで、「松戸市新型インフルエンザ対応方針」の全面的な改定を行い、「松戸市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「本行動計画」という。）を作成します。

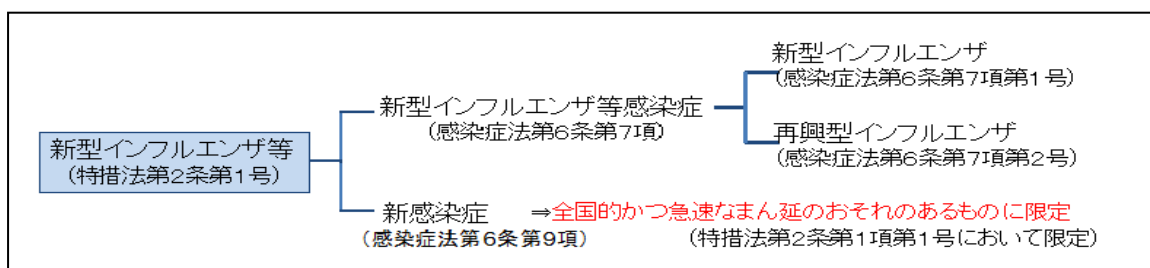
本行動計画は、国が作成した政府行動計画並びに特措法第7条に基づき、平成25年（2013年）11月に県が作成した「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を踏まえ、本市における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すものです。

また、本行動計画を基に別途マニュアル等、各部署における業務継続計画を作成し、具体的な対応を図るものとします。さらに、全庁が一体となって取り組みを推進し、対策を実施します。

なお、本行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、政府行動計画及び県行動計画と同様で、以下のとおりです。

- 感染症法第6条第7項第1号並びに2号に規定する新型インフルエンザ等感染症
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症*で、その感染力の強さから新型インフルエンザ*と同様に社会的影響が大きなもの。

<新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象疾病>



第2章 松戸市新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能です。

病原性*が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ*や新感染症*が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済活動にも大きな影響を与えかねません。千葉県（以下「県」という。）は、日本の玄関口である成田国際空港を擁しているため、その懸念は小さくないと考えられます。

新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患する可能性があります。患者の発生が一定の期間に集中した場合、医療体制のキャパシティを超えてしまうことを念頭におき、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていきます。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

■感染拡大を抑えると共に、流行のピークを遅らせ、県が行う医療体制の整備や国が行うワクチン製造のための時間を確保します。

■流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化に協力することで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにし、必要な患者が適切な医療を受けられるように努めます。

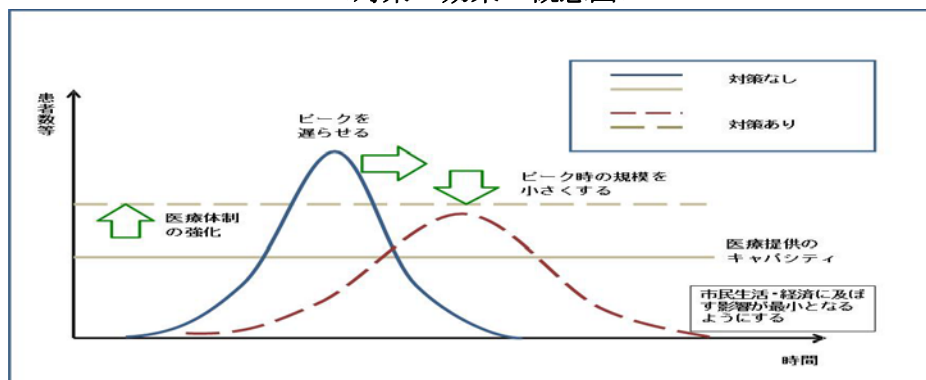
■適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。

(2) 市民生活、市民経済に及ぼす影響が最少となるようにする

■地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らします。

■市は、事業継続計画の作成・実施により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

<対策の効果 概念図>



2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければなりません。過去のインフルエンザでのパンデミック*の経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことにもなりかねません。本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性*が低い場合等様々な状況にも対応できるよう、対策の選択肢を示すものです。

そこで、本市においては、科学的知見及び他都県との人口移動や国際空港を擁する県内の地理的・環境的条件、国や県、他市町村の対策も考慮しながら、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせる適切な対策を目指します。

その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の3点を柱とする連続性のある対策を講じます。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を決定します。

(1) 迅速かつ適切な情報の提供を行う

本市は、市民に最も身近な行政機関として市民や事業者等に対する適切な情報提供を行う必要があります。また、特措法の規定でも市町村行動計画に規定すべき事項として、住民、事業者等への適切な方法による情報提供が定められています。

そこで相談窓口の開設や様々なチャンネルを活用することにより、正確かつ迅速に情報提供を実施します。なお、高齢者や障害者等の要援護者などの情報が行き届きにくい対象者についても、関係機関、団体等との連携等により、対応していくことに努めます。

(2) まん延の防止策を講ずる

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、県が実施する不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス*薬等を含めた医療対策を組みあわせて総合的に行うことが必要です。

特に、医療対策以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が

期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を併せて実施することにより、より有効性を高める必要があります。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要です。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの咳エチケットや手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となります。

本市は、政府行動計画にある特定接種（特定の職員等）や住民接種（住民に対する予防接種）について、国が示す接種の優先順位を踏まえて全市民が速やかに接種できるよう、県、松戸市医師会及び関係医療機関等の協力を得て接種体制を構築します。

（3）住民の生活及び地域経済の安定

新型インフルエンザ等の流行により、住民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがあるため、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に必要なマスクや防護服等の物資及び資材の備蓄などの準備を行ないます。

また、新型インフルエンザ等の流行時における高齢者世帯や障害者世帯等の要援護者に対する生活支援、行政サービスの提供、生活関連物資の適正な流通の確保等によって社会・経済機能を維持することで、住民生活及び地域経済に対する新型インフルエンザ等の影響を最小限にとどめるよう努めます。

3 新型インフルエンザ等対策の実施上の留意点

本市は、新型インフルエンザ等発生に備え又はその発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及び県・市の行動計画に基づき、国や県、関係機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期します。この場合において、次の点に留意します。

（1）基本的人権の尊重

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重します。県が実施する医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛要請、学校・興行場等の使用等制限等の要請等について協力するにあたっては、適切にまた、法令に基づき市民に対して十分説明し理解を得ることを基本とします。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度化されています。しかし、新型インフルエンザ*や新感染症*が発生したとしても、病原性*の程度や、抗インフルエンザウイルス薬*等の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、常にこれらの措置を講じるというものではないことを理解して対応する必要があります。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部（政府による新型インフルエンザ緊急事態宣言前は、「松戸市感染症対策本部」、宣言後は、「松戸市新型インフルエンザ等対策本部」）は、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、必要に応じて新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請します。

(4) 記録の作成・保存

市は、発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表します。

4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右され、事前に予測することは困難ですが、基本的な対策を考える上で、被害想定を試算し、対策に活用していきます。

(1) 被害想定

本行動計画を策定するに際しては以下、国が示した過去に世界で大流行したインフルエンザのデータから一つの例として想定した推計結果を本市（平成22年国勢調査では、松戸市の人口484,457人で、県の人口6,216,289人の7.79%、全国人口128,057,352人の0.38%）に当てはめることで、被害を想定します。

《想定条件》

り患率：25%

致命率*：アジアインフルエンザ等を中等度 0.53%

スペインインフルエンザを重度 2.0%

■中等度の場合 【 かり患率 25% 致命率 0.53% 】

| | 松戸市 | 県 | 国 |
|---------|---------------------|--------------------|-----------------------|
| 人口 | 484,457 人 | 6,216,289 人 | 128,057,352 人 |
| かり患者 | 約 12.1 万人 | 約 155.4 万人 | 約 3201.4 万人 |
| 医療機関受診者 | 約 4.9 万人～ 9.4 万人 | 約 63 万人～ 121 万人 | 約 1300 万人～ 2500 万人 |
| 入院患者数 | 約 2,000 人 | 約 2.6 万人 | 約 53 万人 |
| 死亡者数 | 約 640 人 | 約 8,000 人 | 約 17 万人 |

■重度の場合 【 かり患率 25% 致命率 2.0% 】

| | 松戸市 | 県 | 国 |
|---------|---------------------|--------------------|-----------------------|
| 人口 | 484,457 人 | 6,216,289 人 | 128,057,352 人 |
| かり患者 | 約 12.1 万人 | 約 155.4 万人 | 約 3201.4 万人 |
| 医療機関受診者 | 約 4.9 万人～ 9.4 万人 | 約 63 万人～ 121 万人 | 約 1300 万人～ 2500 万人 |
| 入院患者数 | 約 7,560 人 | 約 9.7 万人 | 約 200 万人 |
| 死亡者数 | 約 2,420 人 | 約 3.1 万人 | 約 64 万人 |

【試算方法】

- 人口の 25%が新型インフルエンザ*にかり患すると想定した場合、国と県の推計値から、市内での医療機関を受診する患者数(上限値)は、約 49,300 人～約 94,600 人と推計しました。
- 入院者数及び死亡者数については、国が推計した患者数から上限値で推計しました。
- 流行が各地域で約 8 週間続くという仮定の下で、国の示した入院患者の発生分布から推計すると、中等度の場合、1 日当たりの最大入院患者数は市内で約 380 人(流行発生から 5 週目)となり、重度の場合では、1 日当たりの最大入院患者数は約 1,500 人となります。
- これらの推計は、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬*等による介入の影響(効果)、現在の日本の医療体制、衛生状況等については考慮されていません。

(2) 社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論がありますが、以下のような影響が一つの例として想定されます。

- 全市民の 25%が、流行期間(約 8 週間)にピークを作りながら順次り患しま

す。

- り患した市民は、1週間から10日間程度の療養が必要となることが想定されますので、家族や従事している事業への影響を及ぼします。
- ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられますが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定されます。

5 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たり、関係機関等の役割について以下に示します。

1 国（県行動計画より抜粋）

新型インフルエンザ等が発生した時は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努め、WHO、その他の国際機関及びアジア諸国その他諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ*等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策をすすめる。

| |
|---|
| <p>2 県（県行動計画より抜粋）</p> |
| <p>国が定める基本的対処方針に基づき、県域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として感染症対策の中心的な役割を担い、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し主体的な判断と対応をする。</p> <p>新型インフルエンザ等の発生前の段階から「千葉県新型インフルエンザ等対策連絡会議」などの枠組みを通じ、全庁的な取組を推進する。各部局長では、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。</p> <p>さらに、国内外に限らず新型インフルエンザ等が発生した際には、「政府対策本部」の設置とともに、県は直ちに「千葉県新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、同対策本部会議を通じて、迅速かつ的確な対策を実施していく。その後も必要に応じて同対策本部会議を開催する。</p> <p>「千葉県新型インフルエンザ等対策本部専門部会」を必要に応じ開催し、発生段階に応じた具体的な対策を検討する。</p> <p>また、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策の実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。</p> |
| <p>3 松戸市</p> |
| <p>本市は、住民に最も近い行政機関として、市民に対する情報提供やワクチンの接種、独居高齢者や障害者等要援護者への生活支援に関し対策を実施することとなる。</p> <p>新型インフルエンザ等の発生前は、情報収集に努めるとともに、「感染症対策委員会」を定期的に開催し情報を共有するとともに、情報伝達体制を整備しておく。また、学校や医師会等の関係機関との連携を図っておく。</p> <p>政府が新型インフルエンザ等対策緊急事態宣言を発表した際には、速やかに「松戸市新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、国における基本の方針を踏まえ、県と連携を図りつつ、市の状況に応じた対策を、全庁を挙げて実施する。</p> <p>対策を実施するにあたっては、県や近隣市と緊密な連携を図る。</p> |
| <p>4 医療機関（県行動計画より抜粋）</p> |
| <p>新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。</p> <p>また、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進める。</p> <p>医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供する。</p> |

5 指定地方公共機関（県行動計画より抜粋）

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法第3条第5項に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

【感染症指定医療機関*等】

新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進する。また、発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等への診療体制を含めた診療継続体制を確保するため、業務計画を策定する。

新型インフルエンザ等の発生時には、業務計画に定めるところにより、発生状況に応じて、新型インフルエンザ等に対する診療体制を強化し、医療を提供する。

【県医師会】

業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を作成し、新型インフルエンザ等発生時には、特定接種・住民への予防接種及び患者の診療等を行う。

【その他の医療関係団体】

それぞれの業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を作成する。

【社会機能の維持等に関わる事業者】

電気・ガス・水道等の事業者、医薬品・食料品等の製造・販売事業者、運送事業者等については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の県民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から業務計画を策定し、従業員への感染対策の実施などの準備を積極的に行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、業務計画を実行し、可能な限り、その活動を継続する。

6 登録事業者（特措法28条）（県行動計画より抜粋）

医療関係者、公共サービス提供者、医薬品・食料品等の製造・販売事業者、運送事業者等については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の県民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から事業継続計画の策定や従業員への感染対策の実施などの準備を積極的に行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、事業継続計画を実行し、可能な限り、その活動を継続するよう努める。

| |
|--|
| 7 一般の事業者 （県行動計画より抜粋） |
| <p>一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。</p> <p>県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底など新型インフルエンザ等対策の実施に協力するよう努める。</p> |
| 8 個人 （県行動計画より抜粋） |
| <p>新型インフルエンザ等の発生前の平常時から、新型インフルエンザ等やその対策等に関する情報を得て、発生時にとるべき行動を理解し、季節性インフルエンザにおいても、手洗い・咳エチケット等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄を行う。</p> <p>新型インフルエンザ等の発生時には、国内、県内の発生状況や国、県、市町村等が実施している具体的対策等についての正しい情報を得た上で冷静に対応し、感染予防や感染拡大を抑えるために個人でできる対策を積極的に実践する。</p> |

6 行動計画の主要7項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「**感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する**」、「**市民生活、市民経済に及ぼす影響が最小限となるようにする**」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、以下の7項目に分けて行います。

- (1) 実施体制
- (2) サーベイランス*・情報収集
- (3) 情報提供・共有
- (4) 予防・まん延防止
- (5) 予防接種
- (6) 医療
- (7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

各項目に含まれる内容を以下に示します。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、そのウイルスの病原性*が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞

第2章 基本的な方針

を招くおそれがあり、市全体の危機管理に関わる問題として取り組む必要があります。

このため、本市は、県及び近隣市等と連携を図り、一体的な取り組みを行うことが求められ、また、危機管理として公衆衛生部門のみならず、全ての部局が協力する全庁一体となった取組が求められます。

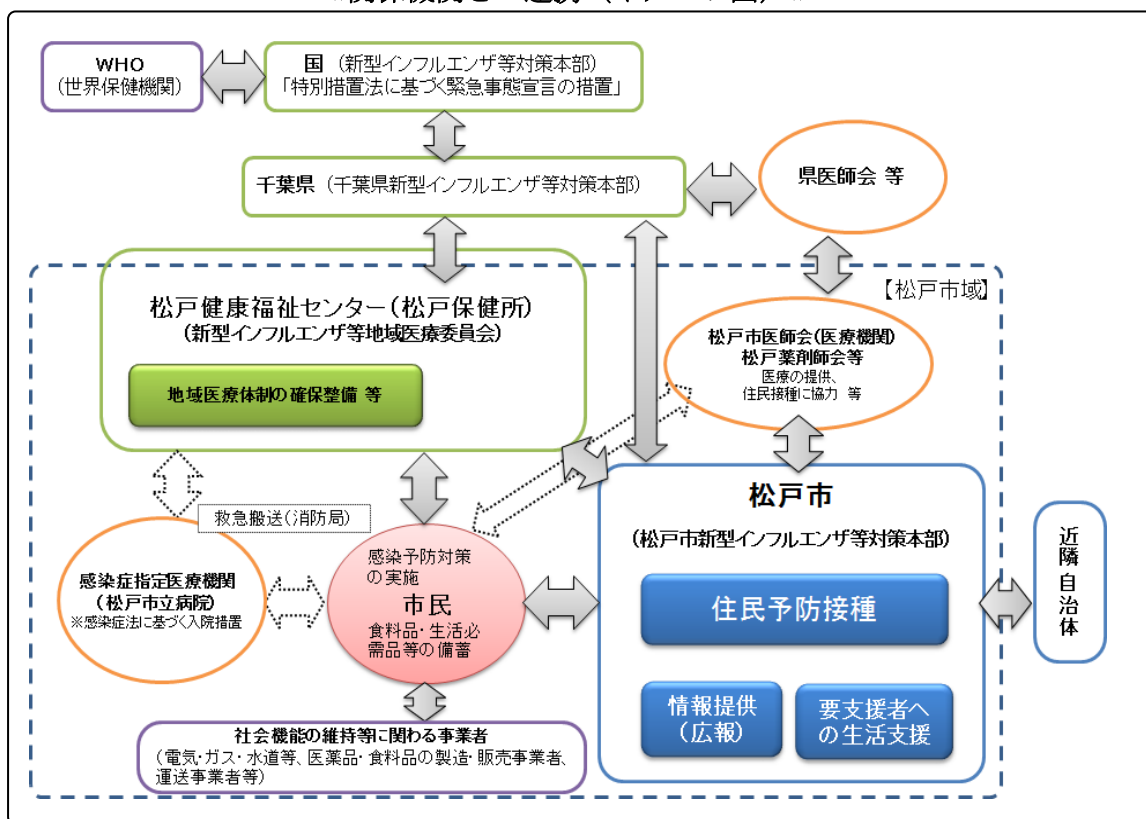
本市においては、新型インフルエンザ等の発生前より各部局等の横断的な会議を開催することにより、事前準備の体制及び関係部局間の連携体制を整備し、全庁一体となった取組を推進します。

新型インフルエンザ等が発生し、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われるまでの間は、各発生段階に応じて既存の「松戸市感染症対策本部等要綱」の枠組みを通じ、事前準備の進捗を確認し、関係部局における認識の共有を図るとともに、全庁一体となった取組を推進します。

政府より新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われたときは、さらに対策を強力に推進するため、速やかに、市長及び各部長等からなる「松戸市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）」を設置します。

また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められることから、本市は、本市行動計画の作成等や発生時の対応等について、必要に応じ幅広い分野の専門家等の意見を聴取します。

《関係機関との連携（イメージ図）》



ア 松戸市感染症対策委員会

新型インフルエンザ等が発生する以前の段階から、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要により健康福祉部長及び関係各部課から構成される「松戸市感染症対策委員会（以下「感染症対策委員会」という。）」を開催し、新型インフルエンザ等の発生動向の把握、情報の共有化、対応策の確認等を行います。

また、海外発生時には、発生情報を共有するとともに、国・県からの情報の収集や市内発生に備えて対応策の確認を行います。

イ 松戸市感染症対策本部

国内並びに県内で新型インフルエンザ等が発生した場合、政府より緊急事態宣言が発令されるまでの間は、全庁が一体となり共通の情報に基づいた対策を進めるため、速やかに市長を本部長とする「松戸市感染症対策本部（以下「感染症対策本部」という。）」を設置します。

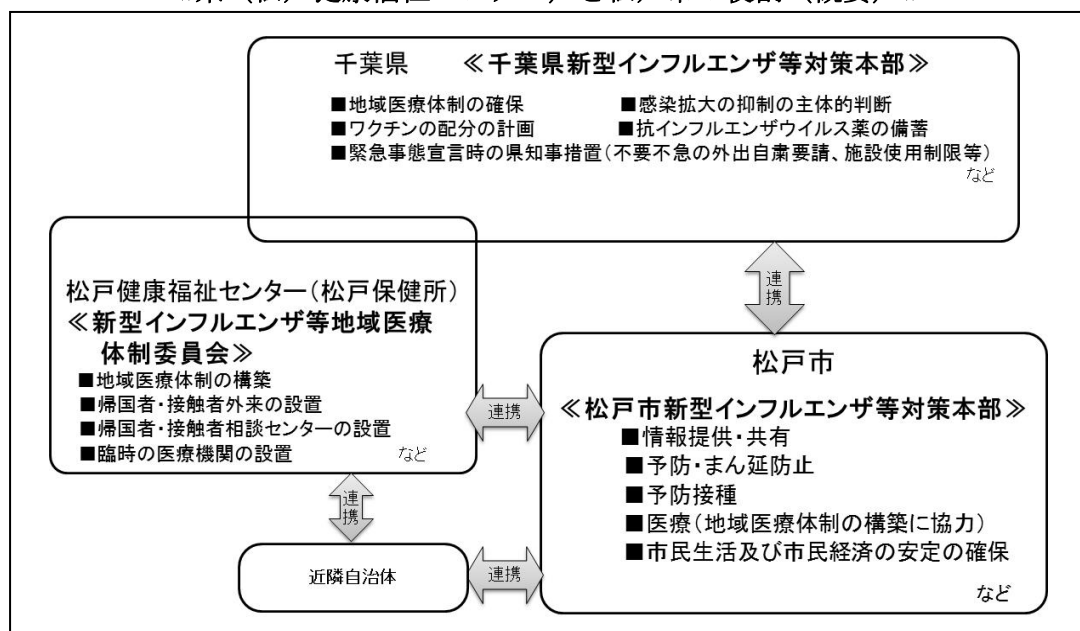
感染症対策本部の構成については、政府より緊急事態宣言が発令された場合に備え、「対策本部」と同一の委員で構成します。

ウ 松戸市新型インフルエンザ等対策本部

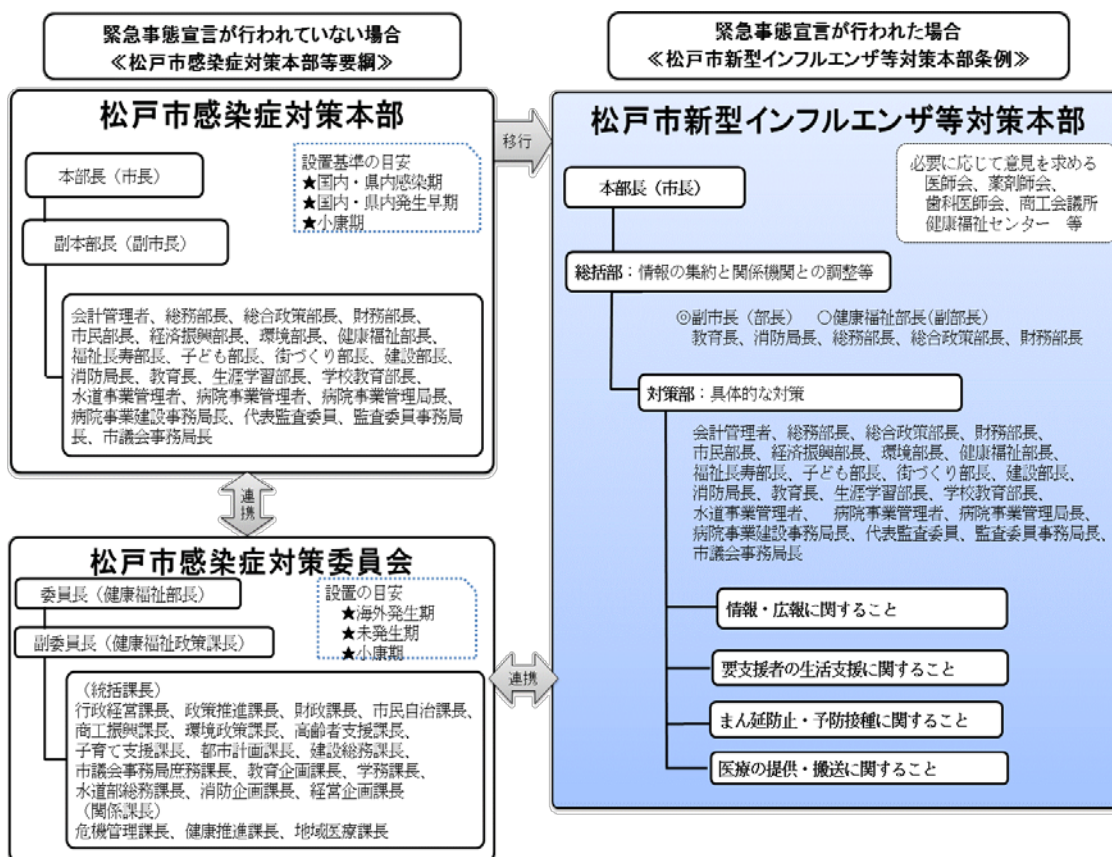
政府より緊急事態宣言が発令された場合は、それ以前の対策を踏まえた上で全庁が一体となった対策を強力に推進する必要があるため、速やかに松戸市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年 松戸市条例第9号）に基づき、市長を本部長とする「松戸市新型インフルエンザ等対策本部」を設置します。

【本部長：市長、副本部長：副市長、本部員（23）：各部長等、事務局：健康福祉部健康福祉政策課】

《県（松戸健康福祉センター）と松戸市の役割（概要）》



《松戸市新型インフルエンザ等対策における組織》



《緊急事態宣言がなされていない場合の組織》

| 対策の体制 | 松戸市感染症対策本部 | 松戸市感染症対策委員会 | | |
|--------|-------------------------------|---------------------------|---------|-----------|
| 設置基準 | 緊急事態宣言が行われていない場合の発生段階 | | | |
| | ○国内発生早期 ○国内（県内）感染期 ○小康期 | ○未発生期 ○海外発生期 ○（小康期） | | |
| 構成員 | 市長（本部長） | 健康福祉部長（委員長） | | |
| | 副市長（副本部長） | 健康福祉政策課長（副委員長） | | |
| | 教育長 | 福祉長寿部長 | 行政経営課長 | 建設総務課長 |
| | 水道事業管理者 | 子ども部長 | 危機管理課長 | 消防企画課長 |
| | 病院事業管理者 | 街づくり部長 | 政策推進課長 | 教育企画課長 |
| | 代表監査委員 | 建設部長 | 財政課長 | 学務課長 |
| | 会計管理者 | 消防局長 | 市民自治課長 | 病) 経営企画課長 |
| | 総務部長 | 生涯学習部長 | 商工振興課長 | 水) 総務課長 |
| | 総合政策部長 | 学校教育部長 | 環境政策課長 | |
| | 財務部長 | 病院事業管理局长 | 健康推進課長 | |
| | 市民部長 | 病院事業建設事務局長 | 地域医療課長 | |
| | 経済振興部長 | 監査委員事務局長 | 高齢者支援課長 | |
| | 環境部長 | 市議会事務局長 | 子育て支援課長 | |
| 健康福祉部長 | | 都市計画課長 | | |

(2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、新型インフルエンザ等の発生を継続的に、系統的に収集・分析することが不可欠であることから、国や県が発生段階に応じたサーベイランス*を実施する際に必要に応じて協力します。

(3) 情報提供・共有**ア 情報提供・共有の目的**

新型インフルエンザ等対策を推進するためには、危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、本市、国、県、指定（地方）公共機関、医療機関、登録事業者、一般事業者、個人の各々が役割を認識し、得た情報を基に判断し、適切な行動をとることが重要です。

そのため、情報提供の際には、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け手にも留意します。

イ 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取るチャンネルや情報の受け取り方が多様であることが考えられるため、外国人、障害者などに配慮し、市ホームページ、広報まつどやマスメディア等複数のチャンネルを用いるほか、特に支援が必要な者には必要に応じて訪問による周知等を行うなど、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行います。

《利用可能なチャンネルと利用時期》

| | 未発生期 | 海外発生期 | 国内発生早期 (県内未発赤～ 県内発生早期) | 国内感染期 (県内感染期) | 小康期 |
|-----------------|------|-------|------------------------------|------------------|-----|
| 市ホームページ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| まつどニュース | △ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 広報まつど | △ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| まつどあ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ツイッター | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 安心安全メール | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 記者発表 | | | ○ | ○ | ○ |
| 防災行政無線 | | | △ | ○ | ○ |
| ケーブルテレビ テロップ | | | | ○ | ○ |
| 巡回車 | | | | ○ | ○ |
| 町会・自治会 掲示板 | | | △ | ○ | ○ |
| 回覧板 | | | △ | ○ | ○ |

○積極的に利用 △必要に応じて利用

ウ 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機管理に対応する情報提供だけでなく、予防対策として、発生前においても、国等から発信される新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供します。

こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、事前に理解していただくことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要です。特に児童生徒等が多数いる学校は集団感染が発生しやすいなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していきます。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの対策が全体の推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることが重要です。

エ 発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、患者等の人権にも配慮して分かりやすい情報提供を行います。

提供する情報の内容については、個人情報保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要です。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要があります。

オ 情報提供体制

情報提供にあたっては、情報の統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築します。松戸市新型インフルエンザ等対策本部における対策部を中心としたチームを設置し、広報担当責任者が適時適切に情報を提供します。

また、提供する情報の内容に精通した適切な者が情報を発信することも重要です。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていただくこととします。

(4) 予防・まん延防止

ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止策は、「流行のピークをできるだけ後ろにずらすことで体制の整備を図るための時間を確保すること」、また、「流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範

圏内に収めること」を目的として実施します。

こうしたまん延防止策の効果により医療提供体制を維持し、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済機能を維持することが可能となると期待されます。

まん延防止策は、個人対策や、地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせる必要となります。個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性*・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策を必要に応じて見直します。

イ 主なまん延防止策について

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者等の濃厚接触者*に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等、感染症法に基づく措置を行うとともに、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット・人混みを避けること等の基本的な感染予防策を実践するよう促します。また、新型インフルエンザ等緊急事態において、県が不要不急の外出自粛要請を行った場合は、速やかに周知し徹底を図ります。

学校や保育所（園）幼稚園、事業所での対策についても、個人における対策のほか、職場における感染予防策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止策をより強化して実施するよう協力を求めます。

(5) 予防接種

ア 予防接種の目的

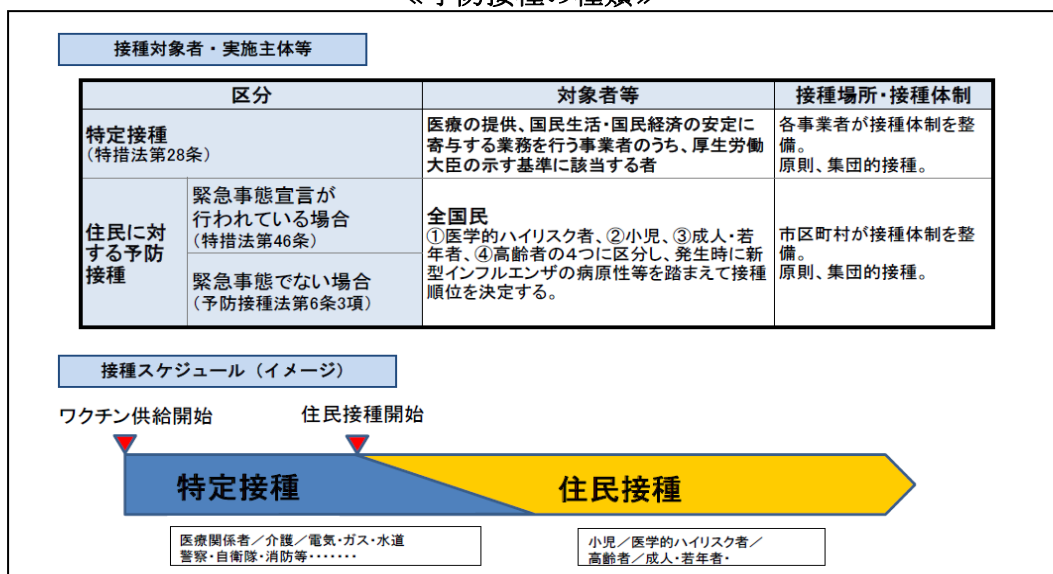
ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめます。

イ ワクチンについて

新型インフルエンザ対策におけるワクチンには、発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性がある鳥インフルエンザウイルスA/H5N1を基に製造された「プレパンデミックワクチン*」と、新型インフルエンザの発生後に、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造される「パンデミックワクチン*」の2種類があります。なお、新感染症*については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザ*に限って記載します。

なお、これらのワクチンは、国の責任において研究・開発が行われます。

《予防接種の種類》



出典: 新型コロナウイルス等発生時の行政対応訓練・研修ツール

ウ 特定接種について

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種です。

特定接種の対象者は、以下のとおりです。

| 対象者 | 実施主体 |
|--|---------------|
| 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。） | 国 |
| 新型コロナウイルス等対策の実施に携わる国家公務員 | 国 |
| 新型コロナウイルス等対策の実施に携わる地方公務員 | 都道府県 又は市町村 |

なお、特定接種の対象となる登録事業者や公務員並びにその接種順位については、国が基本的な考え方を提示していますが、実施にあたっては、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、さらに、その際の社会状況等を、政府対策本部において総合的に判断し、決定することとなっています。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチン*が有効であれば、

備蓄ワクチンを用いることとなりますが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1 以外の感染症であった場合やH5N1 による新型インフルエンザ*であっても備蓄しているプレパンデミックワクチン*の有効性が低い場合には、パンデミックワクチン*を用いることとなります。

本市は、未発生期から新型インフルエンザ等対策に携わる職員に対する特定接種が円滑に行えるよう体制を構築します。

エ 住民に対する予防接種について

住民に対する予防接種は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条の規定（臨時の予防接種）により行います。一方、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）により行います。

特定接種対象者以外の接種対象者については、①医学的ハイリスク者、②小児、③成人・若年者、④高齢者の4群に分類することを基本とし、接種順位についてはこの分類に基づき、政府対策本部が決定します。

住民接種については、本市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなりますが、集団接種や一斉接種（期間を定め医療機関で接種）、個別接種又はそれぞれの組み合わせ等、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図ります。また、住民接種は、国が示す接種順位に基づき、ワクチン供給に合わせ段階的に実施される見込みです。このため、すべての希望者への接種が完了するまでには一定期間を要することから、未発生期から予防接種に関する考え方や実施方法等を市民に十分周知するとともに、接種開始時には正確かつ迅速な情報提供を行います。

オ 留意点

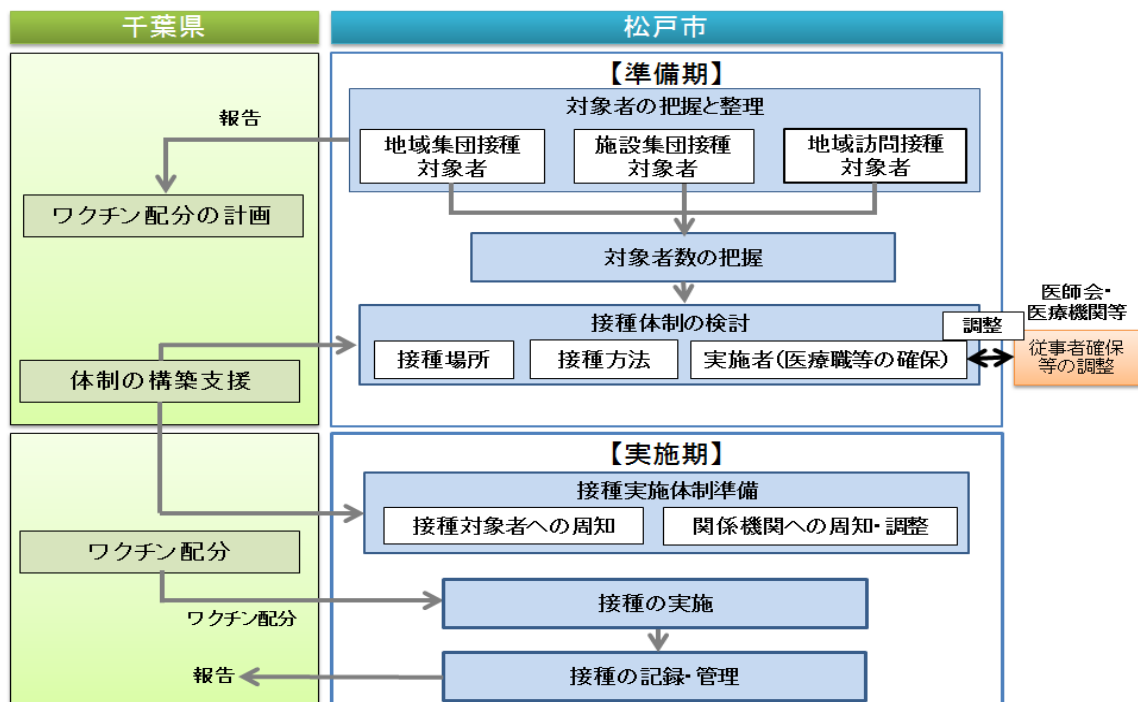
「特定接種」と、「住民に対する予防接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性*などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・市民生活・市民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定されます。

《予防接種の位置づけ等》

| 予防接種の種類 | 特定接種 | 住民接種 | |
|-----------|---------------------------------|-------------------------------|--|
| 緊急事態宣言の有無 | — | 有 | 無 |
| 特措法 | 特措法第28条 | 特措法第46条 | — |
| 予防接種法 | 予防接種法第6条第1項（臨時接種）による予防接種とみなして実施 | 予防接種法第6条第1項（臨時接種）による予防接種として実施 | 予防接種法第6条第3項（新臨時接種）として実施 |
| 実施主体 | 国、都道府県、市町村 | 市町村 | 市町村 |
| 努力義務 | 有 | 有 | 無 |
| 接種の勧奨 | 有 | 有 | 有 |
| 市民の自己負担 | 無 （実施主体が全額負担） | 無 （実費徴収不可） | 有 （低所得者以外からの実費徴収可） |
| 接種費用の負担 | （実施主体が全額負担） | 国1/2 県1/4 市町村1/4 | 国1/2 県1/4 市町村1/4 （低所得者以外からの実費徴収可） |

市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き（暫定版）

《市民に対する予防接種の主な流れ》



市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き（暫定版）

参考 《松戸市における住民接種の対象者数（概算）》

松戸市が実施する住民接種の対象者を、接種順位が検討される4群に分類した場合の各対象者数は以下の通りである。

なお、医学的ハイリスク者数については、平成23年度患者調査東京都集計結果を参考に推計試算した。

| 対象者 | | 概算 | | 試算方法等 |
|-------------|--------------------|----------|---|---|
| 松戸市の総人口 | | 486,263人 | | 松戸市人口統計 (平成26年3月31日現在) |
| ①医学的ハイリスク者 | | 37,769人 | A | |
| 内 訳 | 基礎疾患を持つ者 (入院患者) | 3,841人 | B | 入院患者：人口の約0.79% 通院患者：人口の約6.12% として試算 |
| | 基礎疾患を持つ者 (通院患者) | 29,759人 | C | |
| | 妊婦 | 4,169人 | D | 母子健康手帳交付者数 |
| ②小児 | | 86,660人 | E | |
| 内 訳 | 1歳未満児 | (3,845人) | F | 接種不可 |
| | 1歳児未満児の保護者 | 7,690人 | G | 1歳未満児の保護者が対象 (1歳未満児×2人) |
| | 1歳～就学前 | 23,658人 | H | 松戸市人口統計 (平成26年3月31日現在) |
| | 小学生 | 24,752人 | I | |
| | 中学生 | 13,418人 | J | |
| | 高校生相当 | 13,297人 | K | |
| ③成人・若年者 | | 249,606人 | L | 総人口－A－E－M |
| ④高齢者（65歳以上） | | 112,228人 | M | 松戸市人口統計 (平成26年3月31日現在) |
| 合計 | | 482,418人 | | A+E+L+M－F |

(6) 医療

市内の医療体制については、県が二次医療圏の圏域又は健康福祉センター（保健所）の所管区域を単位とし、松戸健康福祉センター（以下「保健所」という。）が中心となり整備を図ることになっています。

本市は、必要に応じ保健所が行う医療体制の整備に協力します。また、県等からの要請に応じ、県が実施する対策等に適宜、協力します。

【医療に関する県の対策（県行動計画より抜粋）】

(ア) 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておく。特に、地域医療体制の整備にあたっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる指定（地方）公共機関である医療機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集を行う。

（イ）未発生期における医療体制の整備について

県は、二次医療圏の圏域又は健康福祉センター（保健所）の所管区域を単位とし、保健所設置市と連携を図りながら、健康福祉センター（保健所）が中心となり、地区医師会、地区薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む地域の中核的医療機関（国立病院機構の病院、大学付属病院、公立病院等）や医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置（地域健康危機管理推進会議を活用等）し、地域の実情に応じた医療体制の整備を図る。

また、帰国者・接触者相談センター*（発生国からの帰国者や患者の接触者等を対象とした相談センター）の設置の準備を進めるとともに、帰国者・接触者外来*（発生国からの帰国者や、患者の濃厚接触者*であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を対象とした外来）を設置する医療機関や臨時の医療施設を設置するための公共施設等のリストをあらかじめ作成する等、設置の準備を行う。保健所設置市は、県と連携を図りながら市域における医療体制の整備を図る。

（ウ）発生時における医療体制の維持・確保について

新型インフルエンザ等の国内での発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともにまん延防止対策としても有効である可能性があることから、病原性*が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関*等に入院させる。このため、県内における感染症病床*等の利用計画を事前に策定しておく。また、発生の早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランス*で得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に周知する。新型インフルエンザ等の診療は、季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で実施することが原則となるが、流行の初期段階では、特定の医療施設への患者の誘導策を実施する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、国内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは各地域に「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行うが、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の个人防护具*の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬*の予防投与を行う。また、「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図る。医療体制につ

いては、県ホームページや県民だより等の広報によるほか、「帰国者・接触者相談センター*」からも情報提供を行う。

帰国者・接触者外来*を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ることとする。

その際、感染症指定医療機関*等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、事前に、その活用計画を策定しておく。また、在宅療養の支援体制についても整備しておく。

医療の分野での対策を推進するにあたっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、県医師会・地区医師会、小児科医会等の専門医会、中核病院等の関係機関のネットワークを構築する。

(エ) 医療関係者に対する要請・指示、補償について

新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、薬剤師、看護師等その他、特措法施行令（以下「政令」という。）で定める医療関係者に対し、知事は医療を行うよう要請等することができる。

国及び県は要請等に応じて患者等に対する医療等を行う医療関係者に対して、政令で定める基準により、その実費を弁償する。また、要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。

(オ) 抗インフルエンザウイルス薬*の備蓄について

国は諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の45%に相当する量を目標として、国及び都道府県において計画的かつ安定的備蓄を進めるとしている。このため、県は割り当てられた備蓄目標について計画的に備蓄を進める。

国は、インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）に耐性を示す場合もあることから、今後、備蓄薬を追加・更新する際に他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討することとしている。県は、国の指示等に従い、状況に応じた薬剤の備蓄を進める。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの市民がり患し、流行が約8週間程度続くと言われてしています。

また、本人や家族のり患等により、職場で多くの欠勤者が出ることが想定され、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがあります。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限にできるよう、本市は、国や県等の関係機関と連携を図り事前の準備を行うことが重要になります。

ア 生活支援（要援護者対策）

一人暮らし高齢者や要介護認定者、障害者等の要援護者は、新型インフルエンザ等のまん延によって自立した生活を維持することが困難になることが想定されます。

日頃から地域の様々な関係機関や団体等と連携して、支援が必要な要援護者を把握し、地域全体で支援する体制を構築します。

| 参考 | | |
|-------------|---------|--|
| 《高齢者世帯数》 | | |
| 区 分 | 世帯数 | |
| 総世帯数 | 209,570 | |
| 一人暮らし高齢者世帯数 | 17,470 | |
| 高齢者夫婦世帯数 | 17,234 | |

平成22年国勢調査より

| 《要介護（支援）認定者数及び障害者手帳所有者数》 | | |
|--------------------------|-------------|--------|
| 区 分 | 人数 | |
| 要介護（支援）認定者数 | 要支援1・2 | 4,400 |
| | 要介護1～5 | 13,124 |
| 障害者手帳所持者数 | 身体障害者手帳 | 12,941 |
| | 療育手帳 | 2,616 |
| | 精神障害者保健福祉手帳 | 2,654 |

平成26年4月1日現在

イ 埋葬・火葬の円滑な実施

致命率*の高い新型インフルエンザ等が流行した場合、死亡者数が通常の火葬能力を超えることが予想され、その結果、火葬に付すことができない遺体の対応が、公衆衛生上大きな問題となるおそれがあります。

市の火葬場では、現在、10基の炉を保有し一日最大20件の火葬を受け入れることが可能です。また、災害時や大規模感染症の発生等非常事態に対応する体制として、一日最大30件まで受け入れる体制を整備しています。

この火葬能力を超えた場合の対応として、火葬や緊急時の遺体の一時安置等が可能な限り円滑に実施されるよう、埋火葬・一時安置の体制を事前に構築します。

ウ 物資及び資材の備蓄

新型インフルエンザ等の発生時に備え、市民に対し家庭内での感染対策や、食料品、生活必需品等の備蓄に努めることや、市内の事業者に対し、職場における感染対策や事業継続計画を策定する等の十分な事前の準備を呼びかけていきます。

本市においても、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な保護具等の物資及び資材の備蓄等を行います。

《備蓄を想定している物資・資材》

| 物資・資材等 | |
|----------|-----------------|
| 保護衣（上下） | 手指消毒液（アルコール類） |
| マスク（N95） | 消毒液（アルコール類） |
| サージカルマスク | 消毒液（次亜塩素酸ナトリウム） |
| ゴム手袋 | 消毒液（逆性石鹼） |
| ゴーグル | 予防接種に必要な衛生材料 |
| フェースカバー | 体温計 |
| シューズカバー | 納体袋 |
| キャップ | その他、対策に必要と認めたもの |

7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておきます。

国の行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延期を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類しています。国全体での発生段階の移行については、政府対策本部が決定することとしています。

県行動計画では、国と同様に発生段階を5つに分類していますが、国が決定した発生段階の状況と県内の状況が異なる場合は、医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、県が発生段階を定め、その移行についても、必要に応じて県が判断することとしています。

このため、本市においては、県に準じた5つの発生段階に分類し、各段階に対応した行動計画を実施することとします。

また、本市は首都圏の一角として、東京都等への多くの通勤・通学者を抱える都市であり、新型インフルエンザ等の患者が東京都等で発生した場合、本市に感染が拡大するまでの期間は短期間であることが想定されます。

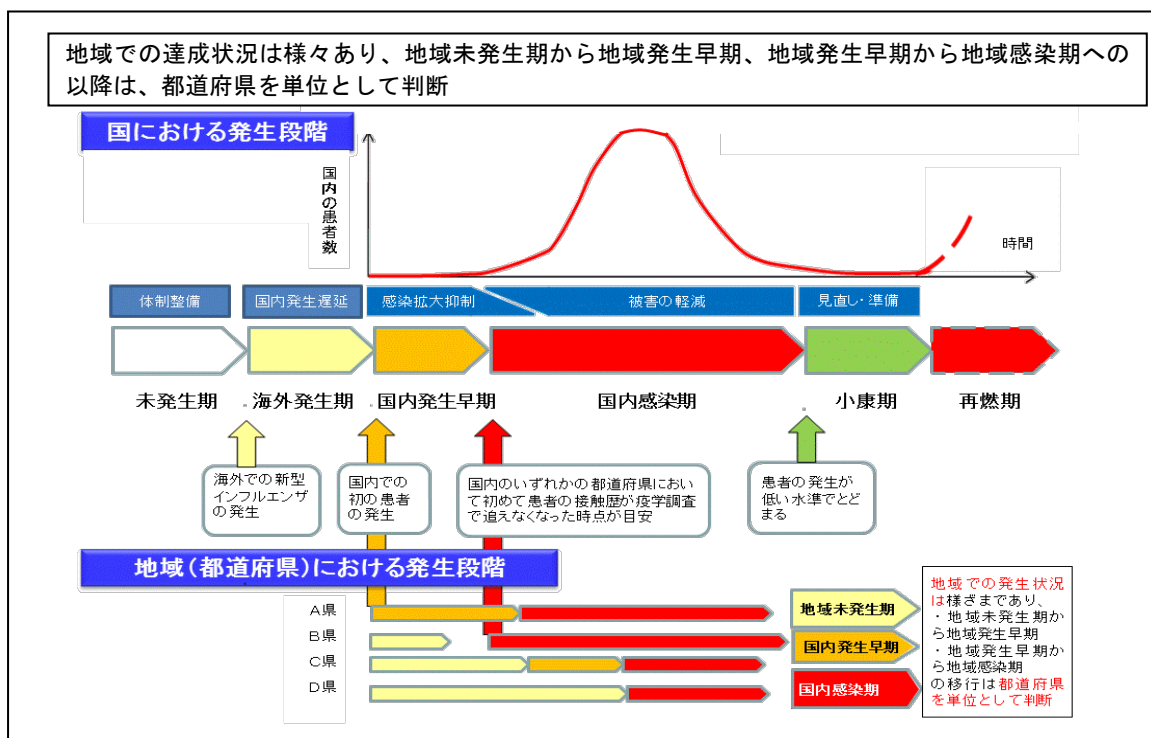
そのため、県内で新型インフルエンザ等の患者が未発生であっても、東京都等の患者発生時においては、次の段階の対策等の準備を早急に進めることが必要となります。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないことに留意が必要です。

《発生段階》

| 発生段階 | 状態 |
|-----------------------------|--|
| 未発生期 | 新型インフルエンザ等が発生していない状態 |
| 海外発生期 | 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 |
| 国内・県内発生早期 | 【国内発生早期】 県外で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 |
| | 【県内未発生期】 国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、県内では発生していない状態 |
| | 【県内発生早期】 県内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 |
| 国内・県内感染期 ※感染拡大～まん延～患者の減少 | 【国内感染期】 県外で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※以下の場合もあり得る ①県内で患者が発生していない場合 ②県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 |
| | 【県内感染期】 県内で、新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 |
| 小康期 | 新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 |

＜国及び地域（都道府県）における発生段階＞



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画

第3章 各発生段階における対策

以下、発生段階ごとに、状況、目的、対策の考え方、主要7項目の個別の対策を記載します。

個々の対策の具体的な実施時期は、段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施します。対策の実施や中止時期の判断の方法については、必要に応じて、対応マニュアル等に定めることとします。

《対応の開始時期》

| | | 未発生期 | 海外発生期 | 国内発生早期 (県内未発生期～ 県内発生早期) | 国内感染期 (県内感染期) | 小康期 | |
|-----------------------------|----------|-------|-------|-------------------------------|------------------|-----|-----|
| (1)実施体制 | | △ | ○ | ○ | ○ | △ | |
| (2)サーベイランス・情報収集 | | △ | ○ | ○ | ○ | △ | |
| (3)情報提供 ・共有 | 発生情報等 | △ | ○ | ○ | ○ | △ | |
| | 医療体制情報等 | △ | ○ | ○ | ○ | △ | |
| | 予防対策情報等 | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 相談窓口の設置 | | △/○ | ○ | ○ | △ | |
| (4)予防・まん延防止 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| (5)予防接種 | 特定 接種 | 対象者把握 | ○ | ○ | ○ | △ | △ |
| | | 体制構築 | △ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 実施 | | △/○ | ○ | ○ | △ |
| | 住民 接種 | 対象者把握 | ○ | ○ | ○ | ○ | △ |
| | | 体制構築 | △ | △/○ | ○ | ○ | |
| | | 実施 | | △ | △/○ | ○ | ○/△ |
| (6)医療 | | | △ | △/○ | ○ | △ | |
| (7)市民生活及び 市民経済の安定 の確保 | 生活支援等 | △ | △ | △ | ○ | △ | |
| | 埋火葬 等 | △ | △ | △ | ○ | △ | |
| | 物資等備蓄 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |

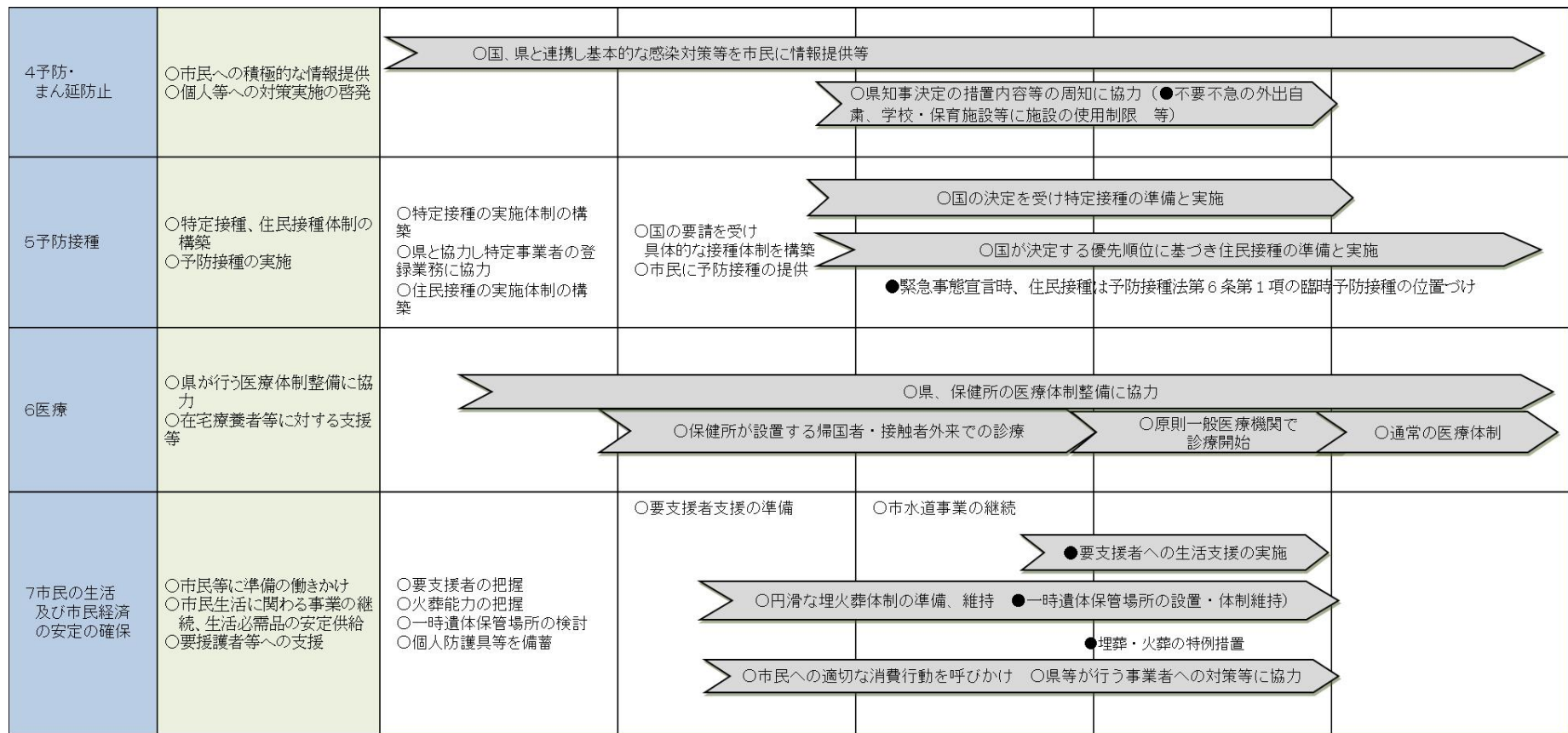
○強化体制、対応等の開始

△通常体制、体制の構築、対応準備、縮小

《発生段階における主な対策（概要）》

| 発生段階 | | 未発生期 | 海外発生期 | 国内発生早期 (県内未発生期～ 県内発生早期) | 国内感染期 県内感染期 | 小康期 |
|----------------|---|--|---|--|---|--|
| 対策の目的 | | ○発生に備えて体制の整備 | ○新型インフルエンザ等の市内発生が遅延と早期発見に努める。 ○市内発生に備えて体制の整備を行う。 | ○市内での感染拡大をできる限り抑える。 ○患者に適切な医療を提供 ○感染拡大に備えた体制整備 | ○医療提供体制を維持する。 ○健康被害を最小限に抑える。 ○市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。 | ○市民生活・市民経済の回復 ○流行の第二波に備える。 |
| 主要7項目 | 各項目の主な対策 | | | | | |
| | 国の体制 | 通常体制(体制整備、国際連携) 【関係会議、関係省庁対策会議】 | | 強化体制(基本的対処方針等諮問委員会の意見聴取) 【政府対策本部】 | | 通常体制・対策の評価 【政府対策本部廃止】 |
| | 千葉県の体制 | 通常体制 (体制整備、国・市等と連携) | | 強化体制 国が政府対策本部を設置した場合【県対策本部設置】 強化体制【県対策連絡会議・専門部会】 | | 通常体制・対策の評価 【政府対策本部廃止】 |
| 1 実施体制 | 松戸市の実施体制 ○関係機関と連携し対策体制の構築 ○感染症対策本部、感染症対策委員会の開催 ○新型インフルエンザ等対策本部設置 | 通常体制 松戸市感染症対策委員会 ○行動計画、対応マニュアル、事業継続計画等作成 ○訓練の実施 | 強化体制 松戸市感染症対策委員会 ○関係機関との連携強化 | 強化体制 緊急事態宣言なし 松戸市感染症対策本部 設置 ●国の緊急事態宣言後、対策本部は特措法に基づく設置に移行 松戸市新型インフルエンザ等対策本部設置 | | 通常体制 松戸市感染症対策委員会 ○緊急事態救助宣言後、速やかに対策本部の廃止 ○行動計画の見直し |
| 2 サーベイランス・情報収集 | ○県が実施するサーベイランスに協力 ○学校等の集団発生状況の把握 | ○国、県の要請に応じてサーベイランスに協力 | | ○学校等の集団発生状況の把握 | | |
| 3 情報提供・共有 | ○市民、事業所等への迅速な情報提供 ○情報提供体制の整備 | ○利用可能な媒体による情報提供体制の整備 | | ○利用可能な媒体により発生段階に応じ迅速な情報提供 | | ○流行の第二波に備えた注意喚起 |

●は国が、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合に実施する



●は国が、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合に実施する

1 未発生期

| 未発生期 | |
|--------|---|
| 状況 | ○新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ○海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルス*が人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。 |
| 目的 | 1) 発生に備えて体制の整備を行う。 |
| 対策の考え方 | 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から新型インフルエンザ等が発生する可能性を念頭に関係機関と連携を強化しつつ体制整備を行う。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民等に対する普及啓発や情報提供を継続的に行う。 |

(1) 実施体制

ア 行動計画の策定

市は、特措法の規定に基づき、発生前から有識者等の意見を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していきます。

(健康福祉部・全庁)

また、具体的な対策の運用手順等については、対応マニュアル等を作成し、必要に応じて見直しを図ります。(全庁)

イ 体制の整備及び関係機関との連携強化

- ① 新型インフルエンザ等発生時の対策を整備・強化するために、初動対応体制の確立や優先的かつ継続して実施する必要がある業務を維持するため業務継続計画<新型インフルエンザ編>の策定等を進めます。(健康福祉部・全庁)
- ② 新型インフルエンザ等の発生に備え、危機管理部門、消防部門をはじめとする庁内関係部署や医師会等と平素からの情報交換、連携体制の確認、必要に応じ訓練を実施します。(全庁)
- ③ 新型インフルエンザ等対策に従事する市職員等の人材育成・確保していきます。(健康福祉部・全庁)
- ④ 平時から県(松戸健康福祉センター)、医療機関や関係機関等と情報交換や連絡体制の確認を行うとともに訓練等を実施し連携を強化します。(健康福祉部・全庁)

ウ 職員への対応

職員本人又は家族が新型インフルエンザ等の患者か患者の濃厚接触者*となった場合の出勤制限等について検討します。併せて、職員の感染状況について各所属からの報告体制について検討します。(総務部)

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

市は、国や県、関係機関等から、新型インフルエンザ等の発生動向や対策等に関する情報を収集します。（健康福祉部）

イ サーベイランス

市は、学校や保育施設等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖、休校等）を担当部署と共有し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知します。（健康福祉部）

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ① 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種チャンネルを利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行います。（健康福祉部）
- ② マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがいの励行等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図ります。（健康福祉部）

イ 体制整備等

情報提供の体制整備等の事前準備として以下を行います。（健康福祉部、総合政策部、関係部署）

- ① 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容やチャンネル等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておきます。情報提供するチャンネルとしては、広報まつど、松戸市ホームページやマスメディア等複数のチャンネルを用いることとします。
- ② 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築します。
- ③ 常に情報の受け取り手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築します。
- ④ 関係機関等とメールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築します。
- ⑤ 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、新型インフルエンザ相談窓口を設置する準備を進めます。

ウ 情報共有

新型インフルエンザ等が発生する以前から、グループウェア（市役所内情報共有ネットワーク）を活用し職員間の情報共有に努めます。（健康福祉部、全庁）

(4) 予防・まん延防止

ア 個人における対策の普及（健康福祉部）

- ① マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがいの励行、人混みを避ける等の基本的な感染対策について広く市民に周知します。
- ② 新型インフルエンザ等緊急事態において、県の実施する不要不急の外出自粛要請等の感染対策についての理解促進を図ります。

イ 地域対策・職場対策の周知

市は、新型インフルエンザ等発生時に実施できる個人の対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行います。

また、新型インフルエンザ等緊急事態における県の実施する施設の使用制限の要請等の対策についての周知に協力するための準備を行います。（全庁）

ウ 水際対策への協力

国から依頼があった場合は、入国者に関する疫学調査等について協力します。（全庁）

(5) 予防接種

ア 登録事業者の登録への協力

国の進める特定接種に係る接種体制、事業継続要件や登録手続等について、国の要請に基づき、事業者に対し周知します。併せて国が行う、事業者の登録作業に、国からの要請により協力します。（全庁）

イ 特定接種

国の要請に基づき、市職員に対する特定接種について、接種対象者となる職員等の人数を把握します。また、集団接種を原則とし新型インフルエンザ等発生時に速やかに接種できる体制の構築を進めます。（総務部）

ウ 市民に対する予防接種

- ① 国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を進めます。（健康福祉部）
- ② 国及び県の技術的な支援を得ながら、円滑な予防接種の実施のために、居住する松戸市以外の市町村においても接種が可能になるよう努めます。（健康福祉部）
- ③ 速やかに予防接種が実施できるよう、国から示される具体的なモデルを参考に、市医師会等と協力し、接種に携わる医療従事者等の確保や、接種の場所

の確保、接種の時期の周知及び予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めます。（健康福祉部）

- ④ 国が提供する新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位の在り方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図ります。（健康福祉部）

（6）医療

医療体制については、県が二次医療圏の圏域又は健康福祉センター（保健所）の所管区域を単位とし、保健所が中心となり整備を図ることになっています。

本市は、必要に応じ保健所が行う医療体制の整備に協力するとともに、県が行う対策等に適宜協力します。（健康福祉部）

（7）市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 生活支援（健康福祉部・福祉長寿部・子ども部・市民部）

- ① 市民に対し新型インフルエンザ等の発生に備え、家庭内での感染対策や食料品、生活必需品等の備蓄に努める等事前の準備を呼びかけていきます。
- ② 市は、特に地域包括支援センター、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、町会・自治会等と連携し、平時からの地域における見守り活動を促進し、高齢者、障害者等の要援護者の状況把握に努めます。
- ③ 生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）を行なう高齢者、障害者等の要援護者を把握するとともに、搬送や死亡時の対応等について、国及び県の要請に基づきその具体的手続きについて検討・調整します。

イ 火葬能力等の把握

市の火葬場の火葬能力を超えた場合の対応として、県と連携し、一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行います。

また、遺体の保存に必要な機材及び消耗品の確保及び遺体搬送方法（車両の確保を含む。）について検討し、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備します。

（健康福祉部）

ウ 物資及び資材の備蓄

衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の在庫等の状況を把握する体制を整えます。

また、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な、従事者等のための个人防护具*（保護衣、マスク、使い捨て手袋）等の備蓄等を行ない、併せて施設及び設備の整備等を行います。（健康福祉部・消防局）

2 海外発生期

| 海外発生期 | |
|--------|--|
| 状況 | <p>○海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。</p> <p>○国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。</p> <p>○海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。</p> |
| 目的 | <p>1) 新型インフルエンザ等の市内発生の遅延と早期発見に努める。</p> <p>2) 市内発生に備えて体制の整備を行う。</p> |
| 対策の考え方 | <p>1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性*や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるような対策をとる。</p> <p>2) 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。</p> <p>3) 市内発生した場合に備え、サーベイランス*・情報収集体制を強化する。</p> <p>4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。</p> <p>5) 国が検疫等により、国内発生をできるだけ遅らせるよう努めている間に、市民生活及び市民経済の安定のための準備、ワクチンの接種体制の構築等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。</p> |

(1) 実施体制

ア 体制強化等

- ① WHOや国の情報より、海外において新型インフルエンザ等が発生した場合は、感染症対策委員会を開催し情報の共有化を図るとともに、関係部署等に必要な協力依頼を行います。(健康福祉部)
- ② 国及び県が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき「政府対策本部」「千葉県新型インフルエンザ対策本部」を設置した場合には、速やかに松戸市感染症対策委員会又は、感染症対策本部会議を開催します。(健康福祉部)
- ③ 国が、病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断した場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施します。(健康福祉部)
- ④ 今後の流行状況を考慮し、業務継続計画に基づいて、業務継続に向けた準備を行います。(全庁)

イ 職員への対応

引き続き職員の健康管理に努めるとともに、新型インフルエンザ等発生による業務への影響を把握するため、職員の健康状態や出勤状況等を把握します。（全庁）

また、感染者との接触機会の低減を図るため、通勤手段の変更や時差式出勤、会議の中止等を検討します。（全庁）

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

未発生期に引き続き、国、県からの情報収集のほか、国立感染症研究所等から新型インフルエンザ等の発生動向や対策等に関する最新の情報を収集します。（健康福祉部）

イ サーベイランス

市内における新型インフルエンザ等の発生を想定し、患者を早期に発見するため、市内での患者数等の動向や学校等でのインフルエンザの集団発生の動向、市民からの問い合わせ等の情報を収集します。（健康福祉部・子ども部・教育委員会）

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ① 市民に対して、国が示した海外での発生状況や市内発生した場合に必要な対策等を、市ホームページ等複数の媒体を活用し、分かりやすく、出来る限り迅速に情報提供し、注意喚起を行います。（健康福祉部・総合政策部）
- ② インフルエンザの感染予防にはマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがいの励行等が必要であることを市民に再周知します。（全庁）
- ③ 提供する情報内容を統一するため、報道広報の担当班等を設置し、情報の集約・整理・一元的な発信を実施します。対策の実施主体となる部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、関係部署等、若しくは感染症対策本部（又は感染症対策委員会）が調整します。（全庁）

イ 情報共有

市は、国が設置した情報共有を行う問い合わせ窓口を利用するなどして国や関係機関と情報共有を行います。（健康福祉部）

また、職員間の情報共有については、各所属が実施する対策や新型インフルエンザ等に関する資料等を、グループウェア（市役所内情報共有ネットワーク）を活用し共有します。（全庁）

ウ 相談窓口の設置

- ① 市民等からの問い合わせに対応できる新型インフルエンザ等相談窓口を設置します。（健康福祉部・総合政策部・関係部署）
- ② 市民等から寄せられる問い合わせ等の内容を踏まえて、流行状況に応じて変化する相談ニーズに対応します。（健康福祉部・総合政策部）

(4) 予防・まん延防止

未発生期に引き続き、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがいの励行、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及、自らが罹った場合の対応について理解促進を図ります。（全庁）

(5) 予防接種

ア 特定接種

国の示した特定接種の具体的運用のもと、集団的接種を基本とし、職員等の対象者に対し、本人の同意を得て特定接種を行います。（総務部・関係部署）

また、特定接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し、特定接種の実施に関し、必要な協力の要請等を行うよう求めます。（健康福祉部）

イ 市民に対する予防接種

- ① 国が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始したときには、国、県、松戸市医師会、事業者、学校関係者等と連携・協力して、接種体制の準備を行います。（健康福祉部）
- ② 国の要請を受け、全市民が、速やかに接種できるよう、市保健福祉センターや公共施設等での集団的接種、協力医療機関での集団的接種（機関を定め集中的に接種）等の適切な方法により、具体的な接種体制をとれるよう準備します。（健康福祉部）
- ③ ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行います。（健康福祉部）
- ④ 国から指示があった場合は、接種実施モニタリングを行うとともに、副反応等の情報を提供します。（健康福祉部）

(6) 医療

ア 新型インフルエンザ等の症例定義

県と連携し、国から示された新型インフルエンザ等の症例定義、診断・治療に資する情報等について、医療機関などの関係機関に周知します。（健康福祉部）

イ 医療体制

- ① 未発生期に引き続き、県から提供される帰国者・接触者外来*、感染症指定医療機関*及び入院協力医療機関に関する情報を活用し新型インフルエンザ等対策のための地域医療体制の整備に協力します。（健康福祉部）
- ② 県と連携して、市民等に対して、海外発生期における医療に関する情報を十分に周知します。（健康福祉部）
- ③ 新型インフルエンザ等相談窓口で相談を受けた事案のうち、発生国からの帰国者で発熱・呼吸器症状等の有症者について、帰国者・接触者相談センター*へ相談（その後帰国者・接触者外来を受診）するよう勧奨します。（健康福祉部）
- ④ その他、県等からの要請に応じ、県が行う対策等に適宜、協力します。（健康福祉部）

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 生活支援

新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ情報提供します。（市民部・健康福祉部・福祉長寿部・子ども部）

イ 遺体の火葬・安置

県の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。（健康福祉部・関係部署）

ウ 事業者の対応

市内事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するよう周知します。（健康福祉部・経済振興部）

3 国内発生早期（県内未発生期～県内発生早期）

| 国内発生早期（県内未発生期～県内発生早期） | |
|-----------------------|---|
| 状況 | <p>○国内発生早期（県内未発生期） 国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では発生していない状態。</p> <p>○県内発生早期 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p> |
| 目的 | <p>1) 県外から市内への感染拡大をできる限り抑える。</p> <p>2) 市内での感染拡大をできる限り抑える。</p> <p>3) 患者に適切な医療を提供する。</p> <p>4) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。</p> |
| 対策の考え方 | <p>1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。緊急事態区域に指定された場合は、市内発生状況等を踏まえ、県の緊急事態措置に協力・実施し、積極的な感染対策等をとる。</p> <p>2) 医療体制や積極的な感染対策について周知するとともに、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。</p> <p>3) 国内、県内・市内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内、県内・市内の情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。</p> <p>4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、県が医療機関に要請する院内感染対策の実施について、必要に応じ協力する。</p> <p>5) 県内感染期への移行に備えて、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制を整備する。</p> <p>6) 市民への予防接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、県や市医師会等と連携し、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。</p> <p>7) 県内未発生期については、海外発生期の対策を継続するとともに、県内発生早期の対策の準備を進める。</p> <p>8) 通勤・通学等で人の移動の多い東京都等で新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、県内での患者発生とみなし、県内発生早期と同様の対策を取る準備を進める。</p> |

(1) 実施体制

ア 体制決定

県内で初めて患者が発生した場合は、直ちに感染対策本部会議等を開催し、感染拡大をできるだけ抑制するための施策など、当面実施する具体的な対策を決定します。

また、各部署は業務継続計画に基づき、市民生活に不可欠な行政サービスを優先して継続します。（全庁）

新型インフルエンザ等対策を行うに当たり、緊急に必要な資材等については、関連部署の依頼に基づき購入します。（全庁）

イ 職員への対応

引き続き、職員の健康管理に努めるとともに、新型インフルエンザ等の症状が認められた職員に対しては、受診の勧奨を行います。（全庁）

新型インフルエンザ等対応業務及び継続業務に係る執務可能な人員について定期的に各課からの報告を受け把握します。（総務部）

【緊急事態宣言が行われている場合の措置】

政府が緊急事態宣言を行った場合は、速やかに松戸市新型インフルエンザ等対策本部を設置し対策の基本的方針を決定します。（全庁）

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

引き続き、国、県からの情報収集のほか、国立感染症研究所等から新型インフルエンザ等の発生動向や対策等に関する最新の情報を収集します。（健康福祉部・総合政策部）

イ サーベイランス

海外発生期に引き続き、学校等での集団発生の把握の強化を実施します。（健康福祉部・教育委員会・子ども部）

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ① 国及び県と連携し、引き続き、市民に対し、市ホームページやまつどニュース等利用可能なあらゆるチャンネル・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策を、分かりやすく、可能な限りリアルタイムで情報提供します。（全庁）
- ② 新型インフルエンザ等は、誰もが感染する可能性があることを前提に個人レベルでの感染対策や罹った場合の対応（受診方法）等を周知するとともに、患者への偏見や差別がないよう啓発します。（全庁）
- ④ 新型インフルエンザ等の感染予防には、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがいの励行等が必要であることを市民に再周知します。（全庁）

イ 情報共有

インターネット等を活用し、国、県や関係機関と対策や状況等の情報を共有します。
（健康福祉部・総合政策部）

また、職員間の情報共有については、各所属が実施する対策や新型インフルエンザ等に関する資料等を、グループウェア（市役所内情報共有ネットワーク）を活用し共有します。（全庁）

ウ 相談窓口の体制充実・強化

- ① 引き続き新型インフルエンザ等相談窓口において、市民からの相談に対応します。
（総合政策部・健康福祉部・関係部署）
- ② 相談の問合せ状況に応じ、対応時間や体制の拡充を検討します。（感染症対策本部・総合政策部・健康福祉部・関係部署）

（4） 予防・まん延防止

市は、海外発生期に引き続き、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがいの励行等の基本的な感染対策の普及、自らが罹った場合の対応についての理解促進を図ります。

また、社会活動に伴うまん延を防止するために、県が必要に応じて行う県民や事業者等に対しての要請を踏まえ、以下の対策を講じます。（健康福祉部・福祉長寿部・子ども部・教育委員会・経済振興部）

- ① 市民、事業者、福祉施設等に対して、マスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を勧奨します。
- ② 事業所に対して、新型インフルエンザ等の症状の認められた従業員の健康管理や受診勧奨を行うよう要請します。
- ③ 学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安が国から示された場合、学校の設置者に対して適切に対応するよう要請します。
- ④ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等適切な感染対策を講じるよう協力を要請します。

【緊急事態宣言が行われている場合の措置】

《外出自粛の要請等の周知》

- 県が、市の区域を対象として特措法第45条第1項に基づく住民に対する外出自粛の要請を行う場合には、市は、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図ります。（全庁）
- 学校、保育所（園）等に対しての特措法第45条第2項に基づく千葉県の実施の使用制限の要請、同条第2項に基づく指示に協力します。（全庁）
- 学校、保育所（園）以外の施設に対しての特措法第24条第9項に基づく千葉県の感染予防策の徹底の協力要請に協力します。（全庁）

（5） 予防接種

ア 特定接種

本市は、国が示す方針等に基づき、関係機関等と連携して、本市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て迅速に予防接種を行います。（総務部・関係部署）

また、特定接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し、特定接種の実施に関し、必要な協力の要請等を行うよう求めます。（健康福祉部）

イ 市民に対する予防接種

- ① 国が決定した優先接種対象者、接種順位等に関する情報を周知します。（健康福祉部・総合政策部）
- ② ワクチンの供給が可能になり次第、松戸市医師会や関係機関の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始するとともに、接種に関する情報を国及び県に情報提供します。
（健康福祉部）
- ③ ワクチンの供給状況に応じ、国及び県と連携し、全市民が、速やかに接種できるよう、市保健福祉センターや公共施設等での集団的接種、協力医療機関での集団的接種（機関を定め集中的に接種）等の適切な方法により、市内に居住する者を対象に接種を行います。（健康福祉部）

【緊急事態宣言が行われている場合の措置】

《臨時の予防接種》

- 市は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。その場合、公費負担のあり方等が異なることに留意します。（健康福祉部）
- 市は、住民接種を行うため必要があると認めるときは、特措法第46条第5項に基づき、県に対し物資の確保その他必要な協力を求めます。（健康福祉部）

（6） 医療

ア 新型インフルエンザ等の症例定義

県と連携し、国から示された新型インフルエンザ等の症例定義、診断・治療に資する情報等について、医療機関などの関係機関に周知します。（健康福祉部）

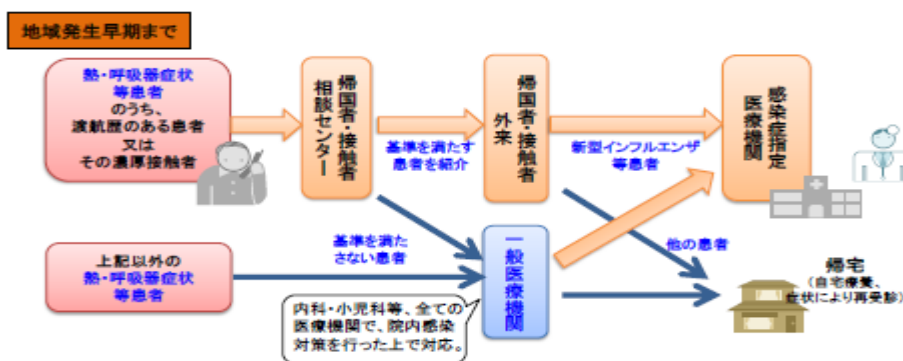
イ 医療体制

- ① 県から提供される帰国者・接触者外来*、感染症指定医療機関*及び入院協力医療機関に関する情報、医療に関する情報を市民等に対して治療に関する情報を十分に周知します。（健康福祉部）

- ② 新型インフルエンザ等相談窓口で相談を受けたうち、発生国からの帰国者で発熱・呼吸器症状等の有症者については、帰国者・接触者相談センター*へ相談（その後帰国者・接触者外来*を受診）するよう勧奨します。（健康福祉部）
- ③ その他、県等からの要請に応じ、県が医療に関して行う次の対策等に適宜、協力します。（健康福祉部）

参考 <国内発生早期の医療体制>

- 発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者*であって発熱・呼吸器症状等を有する者について、帰国者・接触者外来において診断を行う。
- 新型インフルエンザ等の患者が、帰国者・接触者外来以外の医療機関を受診する可能性があるため、地域医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。
- 新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等に移送し、入院勧告を行う。



出典：新型インフルエンザ等発生時の行政対応訓練・研修

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 生活支援

食料品や生活必需品等の供給状況に応じ、必要に応じて要援護者に対する支援を行います。（健康福祉部、福祉長寿部、関係部署）

また、新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等からの要請があった場合には、国及び県と連携し、在宅で療養する患者等への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。（健康福祉部・福祉長寿部・消防局）

イ 遺体の火葬・安置

市は、県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整します。（健康福祉部）

なお、非透過性納体袋については、県が病院又は遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配付することになっています。

ウ 事業者の対応

国及び県から要請があった場合、市内事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請します。（経済振興部）

エ 市民への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかけます。（経済振興部・市民部）

【緊急事態宣言が行われている場合の措置】

《水の安定供給》

業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。（水道部）

《サービス水準に係る市民への呼びかけ》

事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかけます。（全庁）

《生活関連物資等の価格の安定等》

市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。（経済振興部）

必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。（総合政策部）

《その他事業者等への対応》

千葉県が事業者等に行う措置・指示について協力します。（全庁）

4 国内感染期（県内感染期）

| 国内感染期（県内感染期） | |
|--------------|--|
| 状況 | <p>○国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。（政府の判断）</p> <p><県内感染期></p> <p>○県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（県の判断）</p> |
| 目的 | <p>1）医療提供体制を維持する。</p> <p>2）健康被害を最小限に抑える。</p> <p>3）市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。</p> |
| 対策の考え方 | <p>1）感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染対策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染対策を継続し、感染拡大をなるべく抑えるよう努める。対策の実施については、発生状況を把握し、実施すべき対策については、県と連携し行います。</p> <p>2）状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知するとともに、市民一人ひとりがとるべき行動について分かりやすくかつ積極的に情報提供する。</p> <p>3）流行のピーク時の入院患者や重症者の数を少なくして医療体制への負荷を軽減する。</p> <p>4）医療提供体制の情報提供を積極的に行い、必要な患者が適切な医療を受けられるようすることで健康被害を最小限にとどめる。</p> <p>5）市は、職員の健康管理を強化し、市民生活・市民経済を維持するために必要な業務の継続に努める。</p> <p>6）受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため住民接種を実施する。</p> <p>7）状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。</p> |

(1) 実施体制

ア 体制の強化

感染症対策本部会議等（県内感染早期の段階で松戸市新型インフルエンザ等対策本部が設置されている場合はその対策本部会議）を開催し、市内の患者状況を迅速に把握し、市内が感染期に入ったと判断した場合は、国及び県から示された基本的対処方針等を参考に必要な対策を決定します。（感染症対策委員会）

各部署は、引き続き業務継続計画に基づき市民生活に不可欠な行政サービスを優先し継続するとともに、所管する新型インフルエンザ等対策業務を実施します。（全庁）

感染状況により各所属において業務を継続するための人員確保が困難になった場合には、同部内において統括課が調整し対応することとします。（各部）

人員調整が同部内で対応できない場合は、対策本部統括部が全庁的に調整を行います。（感染症対策本部）

イ 職員への対応

職員の健康管理を強化し、引き続き、新型インフルエンザ等対応業務及び継続業務に係る執務可能な人員について定期的に各課からの報告を受け把握します。（総務部、関係部署）

【緊急事態宣言が行われている場合の措置】

《松戸市新型インフルエンザ等対策本部の設置》

国が新型インフルエンザ等対策緊急事態宣言を行った場合は、速やかに特措法に基づく松戸市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、千葉県新型インフルエンザ等対策本部等との連携を緊密にし、対策の基本的方針を決定します。

《千葉県への応援要請、他の地方公共団体等による代行等》

新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことが出来なくなった場合においては、特措法の規定に基づき以下のことについて検討します。

- ① 県知事への代行要請（第38条）
- ② 他の市町村長への応援の要求（第39条第2項）
- ③ 県知事等への応援の要求（第40条）
- ④ 他の地方公共団体へ一部事務の委託（第41条）
- ⑤ 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請（第42条）
- ⑥ 県知事に対する物資及び資材の供給要請（第50条）等

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

引き続き、国、県からの情報収集のほか、国立感染症研究所等から新型インフルエンザ等の発生動向や対策等に関する最新の情報を収集します。（健康福祉部・総合政策部）

感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集するほか、治療の効果等に関する情報を収集し、対策に反映させる。（健康福祉部・総合政策部）

イ サーベイランス

市内（県内）の患者数が増加した段階では、学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランス*に戻します。（健康福祉部・子ども部・教育委員会）

【緊急事態宣言が行われている場合の措置】

緊急事態宣言がされていない場合の措置と同様の対策を行います。

（3） 情報提供・共有

ア 情報提供

- ① 国及び県と連携し、引き続き、市民に対し、市ホームページやまつどニュース等利用可能なあらゆるチャンネル・機関を活用し、市内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の実施主体等を明確にしながら、分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供します。（総合政策部・市民部・健康福祉部・福祉長寿部・子ども部・教育委員会）
- ② 引き続き、感染予防には、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがいの励行等の市民一人ひとりが行う個人防護が重要であることを周知徹底します。（総合政策部・市民部・健康福祉部・福祉長寿部・子ども部・教育委員会）

イ 情報共有

引き続き、市民に対してインターネット等を活用し、国、県及び関係機関等と対策の方針や現場の状況等の情報共有を継続します。（健康福祉部）

また、職員間の情報共有についても、引き続き、各所属が実施する対策や新型インフルエンザ等に関する資料等を、グループウェア（市役所内情報共有ネットワーク）を活用し共有します。（全庁）

ウ 相談窓口の継続

相談窓口で相談対応を継続します。（感染症対策本部・総合政策部）

【緊急事態宣言が行われている場合の措置】

緊急事態宣言がされていない場合の措置と同様の対策を行います。

（4） 予防・まん延防止

県内感染期となった場合は、患者の濃厚接触者*を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止します。

国及び県から市民や業界団体の関係者に対する次の要請があった場合は、迅速に対応します。（全庁）

- ◆業界団体等を経由し、又は直接、市民、事業者、社会福祉施設等に対して、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがいの励行、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨します。
- ◆学校、保育所等におけるまん延防止対策の実施に資する目安が国から示された場合、関係機関に周知します。
- ◆市立小・中・高等学校においては、必要に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行います。
- ◆市立保育園等において、必要に応じ、臨時休園の措置を講じるとともに、私立保育所等の設置者に対し、必要に応じた臨時休園の措置を協力依頼します。
- ◆臨時休業（休園）の実施に当たっては、家庭での感染対策や不要な外出を自粛する等の徹底を要請します。
- ◆市のイベントや主催行事等、多数が集まる事業については感染拡大の機会を減らすため中止します。

【緊急事態宣言が行われている場合の措置】

千葉県内の区域が指定された場合は、緊急事態宣言がされていない場合の措置に加え、以下の対策を行います。

- 学校、保育所（園）等に対しての特措法第45条第2項に基づく千葉県の施設の使用制限の要請、同条第3項に基づく指示に協力します。（子ども部・福祉長寿部・教育委員会）
- 学校、保育所（園）以外の施設に対しての特措法第24条第9項に基づく千葉県のまん延防止策の徹底の協力要請に協力します。（財務部・市民部・福祉長寿部・子ども部・教育委員会）
- 学校、保育所（園）以外の施設に対しての特措法第45条第2項に基づく千葉県のまん延防止策の徹底及び施設の使用制限の要請・指示に協力します。（財務部・市民部・福祉長寿部・子ども部・教育委員会）
- 千葉県の住民への要請に基づき、市民に対し、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を周知します。（総合政策部・市民部）
- その他、市は、県が行う取り組みについて、適宜協力します。

参考 **<施設使用制限対象施設の区分>**

施設使用制限の考え方に基づいて、対象施設が以下の3つに区分されている。

| 区分 | 対象施設 |
|------------------------|--|
| （区分1） 感染リスクが高い施設等 | ①学校（③を除く） ②保育所、介護老人保健施設等 |
| （区分2） 運用上柔軟に対応すべき施設 | ③大学、専修学校、各種学校その他これらに類する教育施設 ④劇場、観覧場、映画館、演芸場 ⑤集会場、公会堂 ⑥展示場 ⑦百貨店、マーケット（※）等 ⑧ホテル、旅館 ⑨体育館、水泳場、ボーリング場等 ⑩博物館、動物園、美術館、図書館 ⑪キャバレー、ナイトクラブ等 ⑫理髪店、質屋、貸衣装屋等 ⑬自動車教習所、学習塾等 |
| （区分3） 社会生活を維持する上で必要な施設 | ⑭病院、診療所 ⑮卸売市場、食料品売場、飲食店、料理店 ⑯ホテル、旅館、寄宿舎、下宿 ⑰工場、銀行、事務所 ⑱保健所、税務署 ⑲公衆浴場、等 |

出典：新型インフルエンザ等発生時の行政対応訓練・研修ツール

（5） 予防接種

引き続き、住民接種の実施体制を整備し、ワクチンの供給が可能になり次第、松戸市医師会や関係機関の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始します。（健康福祉部）

引き続き、市民に対し国が決定した優先接種対象者、接種順位等に関する情報提供を継続します。

【緊急事態宣言が行われている場合の措置】

<臨時の予防接種>

- 市は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。その場合、公費負担のあり方等が異なることに留意します。（健康福祉部）
- 市は、住民接種を行うため必要があると認めるときは、特措法第46条第5項に基づき、県に対し物資の確保その他必要な協力を求めます。（健康福祉部）

(6) 医療

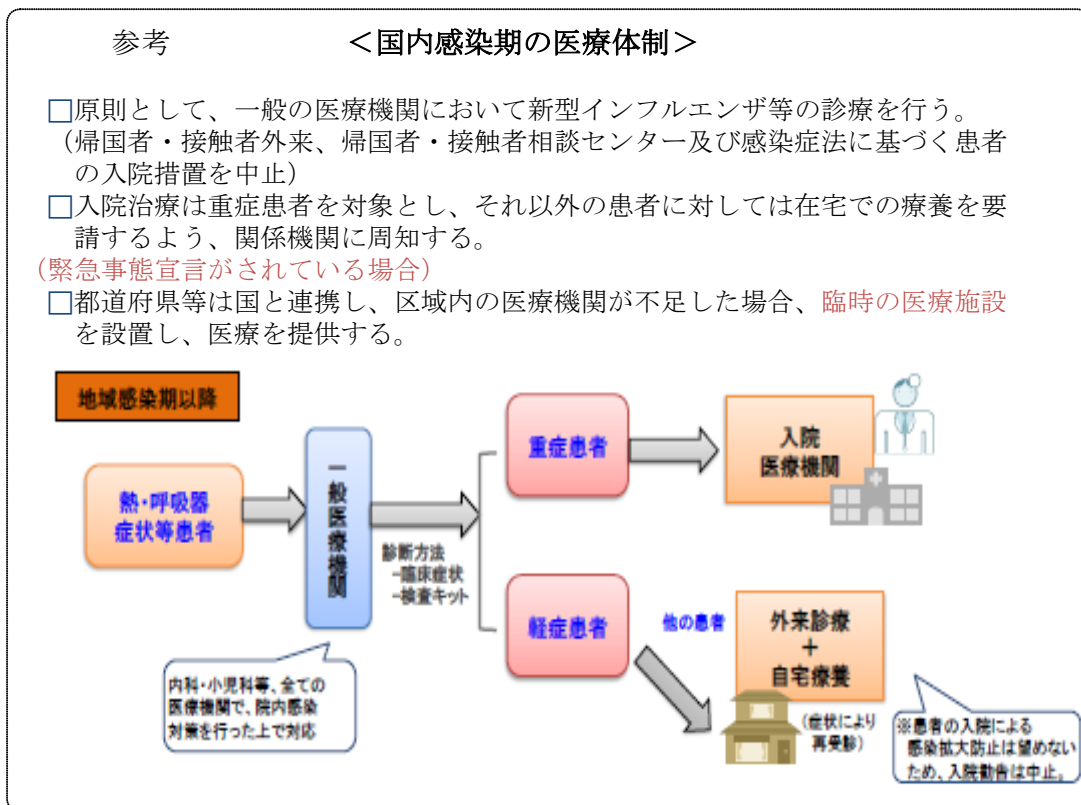
ア 医療体制

県等と連携して医療対策に関する情報を積極的に収集するとともに、県が医療に関して行う次の対策等に適宜協力します。（健康福祉部）

- ① 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター*及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うこととなります。
- ② 入院治療は、原則として重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅で療養することとなります。
- ③ 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬*等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国から対応方針が示されます。

イ 医療機関等への情報提供

引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。（健康福祉部）



出典：新型インフルエンザ等発生時の行政対応訓練・研修ツール

【緊急事態宣言が行われている場合の措置】

≪臨時の医療機関設置への協力≫

○県が臨時の医療機関を設置する場合、市は、県の要請に応じて適宜協力する。（健康福祉部）

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 生活支援

国及び県と連携し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）の対応等を行います。（健康福祉部・福祉長寿部・消防局）

また、新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等からの要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、在宅で療養する患者等への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送等）を行います。（健康福祉部・福祉長寿部・消防局）

イ 遺体の火葬・安置

死亡者が増加した場合は、市斎場に火葬場の稼働時間延長等、可能な限り火葬炉を稼働するよう要請します。（健康福祉部）

市は、県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、市の区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村及び近隣都道府県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施します。（健康福祉部）

火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するとともに、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保します。（感染症対策本部）

ウ 事業者の対応

国及び県の要請等を受け、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を講じるよう要請します。（経済振興部）

エ 市民への呼びかけ

食料品、生活関連物資等の購入等に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけます。（経済振興部）

【緊急事態宣言が行われている場合の措置】

国が緊急事態宣言を行い、千葉県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え、市は、県が行う以下の取り組みについて、積極的に情報収集するとともに、県からの要請に応じ、その措置等に適宜、協力します。

《サービス水準に係る市民への呼びかけ》

○市は、引き続き、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。（全庁）

《生活関連物資等の価格の安定等》

○市は、引き続き、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないよう、千葉県が行う要請等に協力する。（経済振興部）

《新型インフルエンザ等発生時の要援護者等への生活支援》

○市は在宅の高齢者や障害者等の要援護者について、関係団体等と協力し情報収集に努める。（健康福祉部・福祉長寿部）

必要があると認めた場合は、国、千葉県と連携し、見回り、介護、訪問診療、食事（災害用備蓄食料含む）の提供などの支援や死亡時の対応等について、医師会等関係団体と協力して行う。（健康福祉部・福祉長寿部・消防局）

《遺体の火葬・安置》

○市は、死亡者が増加した場合は、市斎場に火葬場の稼働時間延長等、可能な限り火葬炉を稼働するよう要請する。（健康福祉部）

○死亡者が増え、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、市は千葉県からの要請により、予め準備をしていた施設等を一時的な遺体安置所として設置する。（健康福祉部）

設置に当たっては、千葉県に要請し遺体の保存のために必要な保存剤や遺体からの感染を防ぐために必要な納体袋等の物資を確保するとともに、部内での応援による人員を確保し対応する。（対策本部）

《埋葬及び火葬許可の特例》

○死亡届受理市町村以外の市町村でも、死亡診断書等により埋葬・火葬の許可が可能となる等、墓地、埋葬等に関する法律の手続の特例が設けられた場合は、市は当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。（市民部）

5 小康期

| 小康期 | |
|--------|---|
| 状況 | ○新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ○大流行は一旦終息している状況。 |
| 目的 | 1) 市民生活・市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。 |
| 対策の考え方 | 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療提供体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、未接種者を対象に住民接種を進める。 |

(1) 実施体制

ア 体制の変更

国が基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び措置の縮小・中止をする措置などに係る小康期の対処方針を公示した場合には、県の対応を踏まえ、市における対応を速やかに行います。（対策本部総括部）

イ 通常の業務体制への移行

業務継続計画に基づき縮小・中止していた市の業務を早期に再開します。
（全庁）

ウ 対策の評価・見直し

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、本市行動計画、対応マニュアル等の見直しを行います。（対策本部・感染症対策本部）

エ 対策本部の廃止

国の緊急事態解除宣言がされた場合は速やかに対策本部を廃止します。
（健康福祉部）

参考　　《新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときの具体的例》

- ▶ 患者の数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
- ▶ 患者数が減少し、医療提供の限界内に収まり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合
- ▶ 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合などであり、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定します。

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

引き続き、国等からの情報収集の他、インターネット等により、新型インフルエンザ等に関する最新の情報を収集します。（健康福祉部・総合政策部）

イ サーベイランス

- ① インフルエンザに関する通常のサーベイランス*を継続します。（健康福祉部）
- ② 再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化します。（子ども部・教育委員会）

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ① 市ホームページやまつどニュース等、複数のチャンネルを活用し、小康期に入ったことを市民に周知するとともに、流行の第二波の発生に備え、市民に情報提供と注意喚起を行います。（健康福祉部・総合政策部）
- ② メディア等に対し、市内の発生・対応状況について情報提供を行います。（総合政策部）

イ 情報共有

インターネット等を活用し、国や県及び関係機関等と第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針や現場での状況等の情報を共有する体制を維持します。（健康福祉部）

ウ 相談窓口の縮小

状況を見ながら、相談窓口を縮小します。（総合政策部、関係部署）

(4) 予防・まん延防止

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、これを踏まえ、必要に応じて、市の行動計画、マニュアル等の見直し等を行います。（感染症対策本部）

(5) 予防接種

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。（健康福祉部）

【緊急事態宣言が行われている場合の措置】

《予防接種》

国及び千葉県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく予防接種法第6条第1項に基づく臨時の予防接種を進めます。（健康福祉部）

(6) 医療

県が新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻した場合は、市民等に周知します。（健康福祉部・総合政策部）

市は、県が医療に関して行う対策等に適宜、協力します。（健康福祉部）

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

必要に応じ、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかけます。（経済振興部）

【緊急事態宣言が行われている場合の措置】

《緊急措置の縮小・中止等》

国及び千葉県と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、縮小・中止します。（対策本部）

6 新型インフルエンザ等対策本部における各部署の主な事務分掌

(1) 総括部

| | 主な事務分掌 |
|--|--|
| ◆副市長（部長） 健康福祉部長（副部長） 教育長 消防局長 総務部長 総合政策部長 財務部長 | <ul style="list-style-type: none"> ●対策部の総合連携に関する事 ●千葉県が行う総合調整に係る意見の申し出に関する事 ●情報の集約に関する事 ●関係機関との調整に関する事 |

(2) 対策部

| 部署名（◆は部の統括課） | 対策班 | 主な事務分掌 |
|---|------|---|
| 総務部 行政経営課◆ 総務課 人事課 危機管理課 IT推進課 男女共同参画課 | 対策1班 | <ul style="list-style-type: none"> ●職員の健康管理に関する事 ●職員への特定接種に関する事 ●対策に係る人権に関する事 ●危機管理に関する事 ●他班の支援に関する事 |
| 選挙管理委員会事務局 | | |
| 総合政策部 政策推進課◆ すぐやる課 秘書課 広報広聴課 政策推進研究室 | 対策2班 | <ul style="list-style-type: none"> ●情報収集、情報提供の総括に関する事 ●報道機関対応に関する事 ●相談窓口設置、対応に関する事 ●他班の支援に関する事 |
| 財務部 財政課◆ 財産活用課 債権管理課 契約課 技術管理課 税制課 市民税課 固定資産税課 収納課 | 対策3班 | <ul style="list-style-type: none"> ●財政措置に関する事 ●市施設全般に関する事 ●車両配備に関する事 ●他班の支援に関する事 |

| | | | |
|--------------|---|------------------|---|
| <p>市民部</p> | <p>市民自治課◆ 市民安全課 市民課 常盤平支所 小金支所 小金原支所 六実支所 馬橋支所 新松戸支所 矢切支所 東部支所</p> <p>市民活動サポートセンター 小金原老人福祉センター</p> | <p>対策 4班</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●各種情報提供に関すること（各支所ほか） ●防犯の防止に係る周知及び警察との連携に関すること ●埋葬及び火葬許可の特例に関すること ●他班の支援に関すること |
| <p>経済振興部</p> | <p>商工振興課◆ 文化観光課 消費生活課 農政課 公営競技事務所</p> <p>北部市場 南部市場</p> | <p>対策 5班</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●生活物資や食料品の安定供給及び相談に関すること ●他班の支援に関すること |
| | <p>農業委員会 国際交流協会</p> | | |
| <p>環境部</p> | <p>環境政策課◆ 廃棄物対策課 環境保全課 放射能対策課 環境業務課 クリーンセンター 東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター 和名ヶ谷クリーンセンター</p> <p>六和クリーンセンター 六実高柳老人福祉センター 東部老人福祉センター 資源リサイクルセンター</p> | <p>対策 6班</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物処理等の収集・処理に関すること ●高病原性鳥インフルエンザ*が疑われる野鳥の検査等への協力および処分に関すること ●他班の支援に関すること |
| <p>健康福祉部</p> | <p>健康福祉政策課◆ 地域医療課 地域福祉課 健康推進課</p> <p>北山会館 中央保健福祉センター 小金保健福祉センター 常盤平保健福祉センター （六実保健室） 白井聖地公園管理事務所</p> | <p>対策 7班</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●保健所との連絡調整に関すること ●医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関等との連絡調整に関すること ●国が行う特定接種への協力に関すること ●住民接種の実施に関すること ●要支援者の生活支援内容・方法に関すること ●遺体・埋火葬対策に関すること ●PPE（個人防護具*）等の整備および提供に関すること ●他班の支援に関すること |
| | <p>（社会福祉協議会）</p> | | |

| | | | |
|--------------|--|-------------------|--|
| <p>福祉長寿部</p> | <p>高齢者支援課◆ 介護保険課 国民健康保険課 国民年金課 生活支援一課 生活支援二課 障害福祉課 健康福祉会館</p> <p>矢切老人福祉センター 常盤平老人福祉センター シニア交流センター 総合福祉会館</p> | <p>対策 8班</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉施設等における感染予防・まん延防止に関すること ●施設等での行事の中止等に関すること ●社会福祉施設等への県が行う臨時休業等の要請の周知に関すること ●在宅で療養する患者への支援に関すること ●要支援者の生活支援内容・方法に関すること ●他班の支援に関すること |
| <p>子ども部</p> | <p>子育て支援課◆ 子どもわかもの課 子ども家庭相談課 幼児保育課</p> <p>児童福祉館 市立保育所（17）</p> | <p>対策 9班</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●施設（保育所(園)、幼稚園、放課後児童クラブ、おやこDE広場等）における感染予防・まん延防止に関すること ●園児・児童の健康観察と感染状況の把握に関すること ●施設等での行事の中止、休園等に関すること ●県が行う臨時休園等の要請の協力に関すること ●乳幼児健診事業等における感染予防対策に関すること ●他班の支援に関すること |
| <p>街づくり部</p> | <p>都市計画課◆ 街づくり課 交通政策課 住宅政策課 建築指導課 建築審査課 建築保全課 みどりと花の課 公園緑地課</p> <p>市営住宅 東松戸ゆいの花公園管理センター 21世紀の森と広場管理事務所</p> | <p>対策 10班</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●公共交通機関との連絡調整に関すること ●他班の支援に関すること |
| | <p>（土地開発公社） （まつどみどりと花の基金）</p> | | |
| <p>建設部</p> | <p>建設総務課◆ 道づくり課 道路維持課 河川清流課 下水道整備課 下水道維持課</p> | <p>対策 11班</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●下水道の安定稼動に関すること ●他班の支援に関すること |

第3章－6 各部署における事務分掌

| | | | |
|---------|--|-----------|--|
| 消防局 | 消防企画課◆ 消防総務課 予防課 警防課 救急課 消防署（10） | 対策 12班 | <ul style="list-style-type: none"> ●消防局職員の健康管理に関すること ●救急搬送職員の感染防止対策に関すること ●患者等（疑い例を含む）の搬送及び搬送に関すること ●市内医療機関との連携、受け入れ医療機関等の状況に関すること |
| 水道部 | 水) 総務課◆ 水) 工務課 | 対策 13班 | <ul style="list-style-type: none"> ●水道供給に関すること |
| 生涯学習部 | 教育企画課◆ 教育財務課 教育施設課 社会教育課 スポーツ課 市民会館 生涯学習推進課 図書館 戸定歴史館 博物館 青少年会館 矢切公民館 文化ホール 図書館分館 （文化振興財団） | 対策 14班 | <ul style="list-style-type: none"> ●教育施設等における感染予防およびまん延防止に関すること ●教育施設等での事業、イベントの中止等に関すること ●県が行う臨時休業（休館）等の要請の協力に関すること ●他班の支援に関すること |
| 学校教育部 | 学務課◆ 指導課 保健体育課 教育研究所 小学校 中学校 市立高校 | 対策 15班 | <ul style="list-style-type: none"> ●学校施設等における感染予防およびまん延防止に関すること ●児童・生徒の健康観察と感染状況の把握に関すること ●学校行事の中止に関すること ●学級閉鎖・学校閉鎖等に関すること ●県が行う臨時休校等の要請の協力に関すること ●他班の支援に関すること |
| 病院事業管理局 | 病) 経営企画課◆ 病) 総務課 病) 管財課 病) 医事課 病) 地域連携課 東松戸病院総務課 付属看護学校 | 対策 16班 | <ul style="list-style-type: none"> ●感染症指定医療機関*に関すること ●医療の提供に関すること ●入院医療・病棟確保に関すること ●病院職員の健康管理に関すること ●病院職員への特定接種に関すること |
| 病院建設事務局 | | | |

| | | | |
|---------|---------|-------------|---|
| 会計課 | | 対策 17班 | ●他班の支援に関する事 |
| 市議会事務局 | | 対策 18班 | ●他班の支援に関する事 |
| 監査委員事務局 | | 対策 19班 | ●他班の支援に関する事 |
| (健康福祉部) | 健康福祉政策課 | 事 務 局 | ●対策本部の運営に関する事 ●対策の実施に係る記録、保存、公表に関する事 |

7 松戸市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、松戸市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理するとともに、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、本市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定により、国の職員その他本市の職員以外の者を前項の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属する本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

松戸市新型インフルエンザ等対策本部 構成員

| | | | |
|----|-----|------------|------------------|
| 1 | 本部長 | 市長 | (法 35 条 1 項) |
| 2 | 副部長 | 副市長 | (法 35 条 2 項 1 号) |
| 3 | 本部長 | 教育長 | (法 35 条 2 項 2 号) |
| 4 | | 消防局長 | (法 35 条 2 項 3 号) |
| 5 | | 会計管理者 | (法 35 条 2 項 4 号) |
| 6 | | 総務部長 | |
| 7 | | 総合政策部長 | |
| 8 | | 財務部長 | |
| 9 | | 市民部長 | |
| 10 | | 経済振興部長 | |
| 11 | | 環境部長 | |
| 12 | | 健康福祉部長 | |
| 13 | | 福祉長寿部長 | |
| 14 | | 子ども部長 | |
| 15 | | 街づくり部長 | |
| 16 | | 建設部長 | |
| 17 | | 生涯学習部長 | |
| 18 | | 学校教育部長 | |
| 19 | | 水道事業管理者 | |
| 20 | | 病院事業管理者 | |
| 21 | | 病院事業管理局長 | |
| 22 | | 病院事業建設事務局長 | |
| 23 | | 代表監査委員 | |
| 24 | | 監査委員事務局長 | |
| 25 | | 市議会事務局 | |

事務局：健康福祉部健康福祉政策課

(参考1) 個人での備蓄物品の例

(新型インフルエンザ等対策ガイドライン：平成25年6月26日 新型インフルエンザ等および鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議より引用)

○食料品（長期保存可能なもの）の例

| | |
|-----------------------------|--|
| 米 | |
| 乾めん類（そば、そうめん、ラーメン、うどん、パスタ等） | |
| 切り餅 | |
| コーンフレーク・シリアル類 | |
| 乾パン | |
| 各種調味料 | |
| レトルト・フリーズドライ食品 | |
| 冷凍食品（家庭での保存温度、停電に注意） | |
| インスタントラーメン、即席めん | |
| 缶詰 | |
| 菓子類 | |
| 育児用調製粉乳 | |

○日用品・医療品の例

| | |
|--|--|
| マスク（不織布製マスク） | |
| 体温計 | |
| ゴム手袋（破れにくいもの） | |
| 水枕・氷枕（頭や腋下の冷却用） | |
| 漂白剤（次亜塩素酸：消毒効果がある） | |
| 消毒用アルコール （アルコールが60%～80%程度含まれている消毒薬） | |
| 常備薬（胃腸薬、痛み止め、その他持病の処方薬） | |
| 絆創膏、ガーゼ・コットン | |
| トイレトペーパー | |
| ティッシュペーパー | |
| 保湿ティッシュ（アルコールのあるものとなないもの） | |
| 洗剤（衣類・食器等）・石鹸 | |
| シャンプー・リンス | |
| 紙おむつ | |
| 生理用品（女性用） | |
| ごみ用ビニール袋 | |
| ビニール袋（汚染されたごみの密封等に利用） | |
| カセットコンロ | |
| ボンベ | |
| 懐中電灯 | |
| 乾電池 | |

※個人・家庭における対策として自助の視点は重要であり、最低限（2週間程度）の食料品・生活必需品等を備蓄しておくことが推奨されます。

(参考2) 市内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られています。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はありませんが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておくこととします。

(1) 実施体制

ア 体制強化

市内又は他都道府県等において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、松戸市感染症対策委員会または松戸市感染症対策本部会議等を開催し、感染症法並びに国の通知に基づき、市民への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定します。

(2) サーベイランス・情報収集

鳥インフルエンザ*に関する国内外の情報を、インターネット等により収集します。また情報を得た場合には速やかに関係部署に伝達します。(健康福祉部)

(3) 情報提供・共有

市内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国、県と連携し、発生状況及び対策について、市民に積極的な情報提供を行います。

また、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOが鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められたと情報発信した場合や、国から海外における発生状況、国における対応状況等について情報提供があったときは、関係部局で情報を共有するとともに、市民に積極的な情報提供を行います。(健康福祉部)

(4) 予防・まん延防止

ア 患者及び接触者への対応

鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者(有症状者)に対し、必要に応じ保健所が行う疫学調査や接触者への対応に協力します。(健康福祉部)

イ 家きんへの防疫対策

家きん*に高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、県との連携を密にし、具体的な防疫措置(患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等)の実施に協力します。(環境部・経済振興部)

(参考3)

【用語解説】

※アイウエオ順

| |
|---|
| インフルエンザウイルス |
| <p>インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。)【P1、P31】</p> |
| 家きん |
| <p>鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。【P2、P64】</p> |
| 感染症指定医療機関 |
| <p>感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。</p> <p>市内の医療機関では、新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する第二種感染症指定医療機関として松戸市立病院を県知事が指定している。</p> <p>※特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。</p> <p>※第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。</p> <p>※第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。</p> <p>※結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局。【P11、P23、P24、P38、P42、P59】</p> |
| 感染症病床 |
| <p>病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。【P23】</p> |
| 帰国者・接触者外来 |
| <p>発生病からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来。【P23、P24、P38、P42】</p> |
| 帰国者・接触者相談センター |
| <p>発生病から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。【P23、P24、P38、P43、P50】</p> |
| 抗インフルエンザウイルス薬 |
| <p>インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。【P5、P7、P8、P23、P24、P50】</p> |

| |
|---|
| 個人防護具 (Personal Protective Equipment : PPE) 及び防護服 |
| <p>エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。</p> <p>【P23、P34、57】</p> |
| サーベイランス |
| <p>見張り、監視制度という意味。</p> <p>疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。【P12、P16、P23、P35、P47、P54、】</p> |
| 新型インフルエンザ |
| <p>新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとは異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。【P1、P2、P3、P4、P7、P8、P18、P20】</p> |
| 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009 |
| <p>2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。【P1、P2】</p> |
| 新感染症 |
| <p>人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第9項）【P2、P3、P4、P7、P18】</p> |
| 致命率（Case Fatality Rate） |
| <p>ここでは、新型インフルエンザにり患した者のうち、死亡した者の割合。</p> <p>【P7、P25】</p> |
| 鳥インフルエンザ |
| <p>一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。【P1、P2、P9、P57、P647】</p> |
| 濃厚接触者 |
| <p>患者と長時間居合わせたなどにより、新型インフルエンザ等の病原体の感染が疑われる者。【P18、P23、P31、P43、P48】</p> |

| |
|--|
| パンデミック |
| <p>感染症の世界的大流行。 特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。【P1、P5】</p> |
| パンデミックワクチン |
| <p>新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。【P18、P20】</p> |
| 病原性 |
| <p>新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。【P1、P2、P3、P5、P7、P13、P19、P24、P36】</p> |
| プレパンデミックワクチン |
| <p>新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。【P18、P19、P20、P21】</p> |

